

**第4期京田辺市障害者基本計画
第6期京田辺市障害福祉計画
第2期京田辺市障害児福祉計画**

令和3年（2021）3月

京田辺市

～ごあいさつ～

本市では、障害者基本法に基づき、「第3期京田辺市障害者基本計画」（平成27年度（2015）～令和2年度（2020））、障害者総合支援法に基づき、「第5期京田辺市障害福祉計画」（平成30年度（2018）～令和2年度（2020））、児童福祉法に基づき、「第1期京田辺市障害児福祉計画」（平成30年度（2018）～令和2年度（2020））を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。



近年、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、国は、障害者権利条約批准後の平成30年（2018）3月に、「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた施策の方向性を明示しました。これを受け、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」、「発達障害者支援法」の改正や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の制定、「子ども・子育て支援法」が改正されました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は市民生活に大きな変化をもたらし、障がいのある人の生活にも大きな影響を与えています。このことにより、障がい福祉サービスの必要性や重要性、あり方が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の実現をめざし、令和3年度（2021）から令和8年度（2026）までの6年間の障がいのある人の施策を推進するための、基本理念・基本目標を定めた「第4期京田辺市障害者基本計画」と令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの3年間の障がい福祉サービス等の数値目標を定めた「第6期京田辺市障害福祉計画」「第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本市といたしましては、障がいのあるなしに関わらず、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていくまち」の基本理念の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様や当事者団体、事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年（2021）3月

京田辺市長

上村 勉

もくじ

1. 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 障がい福祉施策の動き	3
3 計画の位置づけ	4
4 他計画との関係性	5
5 計画の期間	6
6 計画策定の手法	6
7 計画の推進体制	7
第2章 京田辺市の現状	8
1 人口・世帯	8
2 障害者手帳所持者の状況	8
3 通院についての状況	16
4 障がいのある児童の状況	17
5 アンケート調査結果の概要	19
6 団体ヒアリング調査結果	31
第3章 福祉サービスの提供状況	39
1 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス	39
第4章 京田辺市における課題	41
1 京田辺市における課題と基本的な視点	41
2. 第4期京田辺市障害者基本計画	43
第1章 計画の基本的な考え方	44
1 基本理念	44
2 施策体系	46
第2章 施策の展開	48
基本方針I 障がいのある人への理解の促進	48
基本方針II 障がいのある人を支える地域の体制づくり	53
基本方針III ライフステージに応じた環境づくり	59
基本方針IV 安心して暮らせる社会の実現	65

3. 第6期京田辺市障害福祉計画	69
第1章 第5期計画の実績	70
1 障がい福祉サービス	70
2 地域生活支援事業	75
第2章 本計画策定に向けて踏まえるべきポイント	84
1 基本指針の見直しのポイント	84
第3章 今期計画の見込量と確保方策	86
1 令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針	86
2 活動指標の見込みと確保の方策	89
3 その他の活動指標の見込みと確保の方策	93
4 地域生活支援事業の見込みと確保の方策	95
4. 第2期京田辺市障害児福祉計画	103
第1章 第1期計画の実績	104
第2章 今期計画の見込量と確保の方策	106
1 令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針	106
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策	107
資料編	109
1 京田辺市障害者基本計画等策定委員会規則	110
2 京田辺市障害者基本計画等策定委員会名簿	112

1. 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

京田辺市では、平成27年（2015）3月に「第3期京田辺市障害者基本計画」、平成30年（2018）3月に「第5期京田辺市障害福祉計画（第1期京田辺市障害児福祉計画）」を策定し、障がいのある人のための施策の充実を図るとともに、障がい福祉サービスや相談支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。

国では、平成26年（2014）1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、これを反映した「第4次障害者基本計画」が平成30年（2018）3月に策定されました。このなかでは、障がいのある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障害者基本法に基づく地域社会における共生等や差別の禁止に加え、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

また、条約の理念の尊重及び総合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、PDCAサイクルを通じた実効性のある取組の推進を挙げています。

さらに、平成27年（2015）9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、「SDGs（持続可能な開発目標）」が示され、国においても「障害者の自立と社会参加支援」を盛り込んだ「SDGs実施指針」が決定されました。平成28年（2016）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者・障がいのある人・子どもなどすべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目標とされています。

こうした近年の障がい者施策の動向や社会情勢の変化を踏まえ、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざし、「第4期京田辺市障害者基本計画 第6期京田辺市障害福祉計画 第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定します。

2

障がい福祉施策の動き

平成 18 年（2006）に国連総会で「障害者権利条約」が採択されて以降、国では批准に必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年（2011）の「障害者基本法」改正では、障がいのとらえ方を「医学モデル」から「社会モデル」に転換したことに加え、「合理的配慮」の概念が取り入れられました。同年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年（2012）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立しました。平成 25 年（2013）には障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に合理的配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立し、平成 26 年（2014）1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

平成 28 年（2016）に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正（平成 30 年（2018）4 月施行）され、自立生活援助や就労定着支援が創設されたほか、障がい児のサービス提供体制の構築に向けて市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。平成 28 年（2016）には「発達障害者支援法」も改正され、発達障がいについて社会全体が理解を深め、支えること等が定められました。同年には、認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、意思に基づいた生活を支援すること等を目的とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」も制定されました。

平成 30 年（2018）には、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が制定・施行され、平成 31 年（2019）3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。平成 30 年（2018）には、ギャンブル依存を日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる疾患と位置づけた「ギャンブル依存症対策基本法」が制定・施行され、専門医療機関の整備や患者と家族への相談支援の充実などが盛り込まれました。

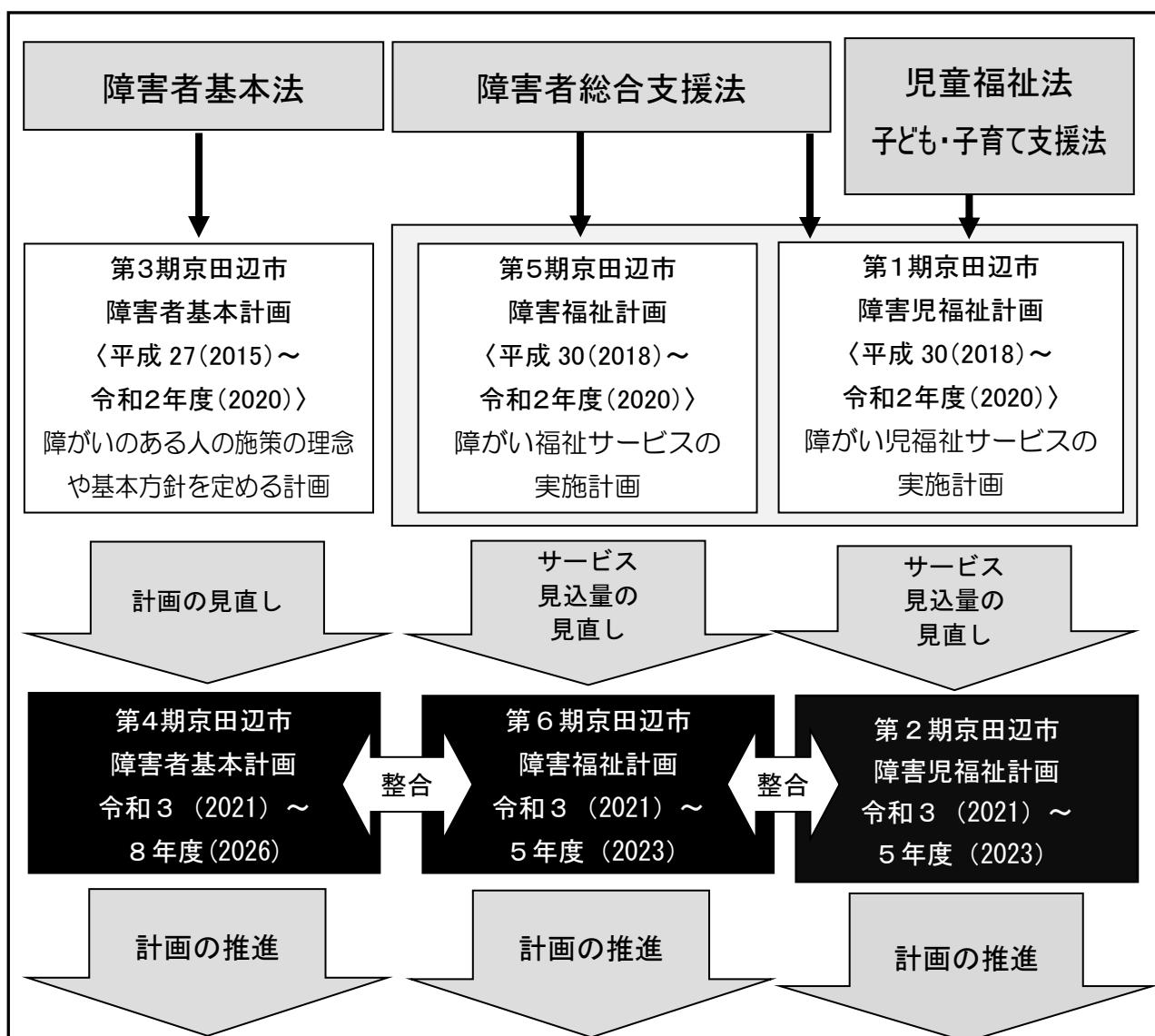
令和元年（2019）には、「子ども・子育て支援法」が改正され、就学前の障がい児の発達支援が無償化されました。

近年の関連法・施策の動き

H27(2015). 1	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法） 施行
H28(2016). 4	障害者差別解消法 施行
	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 一部施行
H28(2016). 5	成年後見制度利用促進法 施行
H28(2016). 8	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行
H30(2018). 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正施行
H30(2018). 6	障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行
H30(2018). 10	ギャンブル依存症対策基本法の施行
R1(2019). 6	障害者雇用促進法の改正
R1(2019). 6	農福連携等推進ビジョン取りまとめ
R1(2019). 6	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告
R1(2019). 10	子ども・子育て支援法改正施行（就学前の障がい児の発達支援の無償化）

3 計画の位置づけ

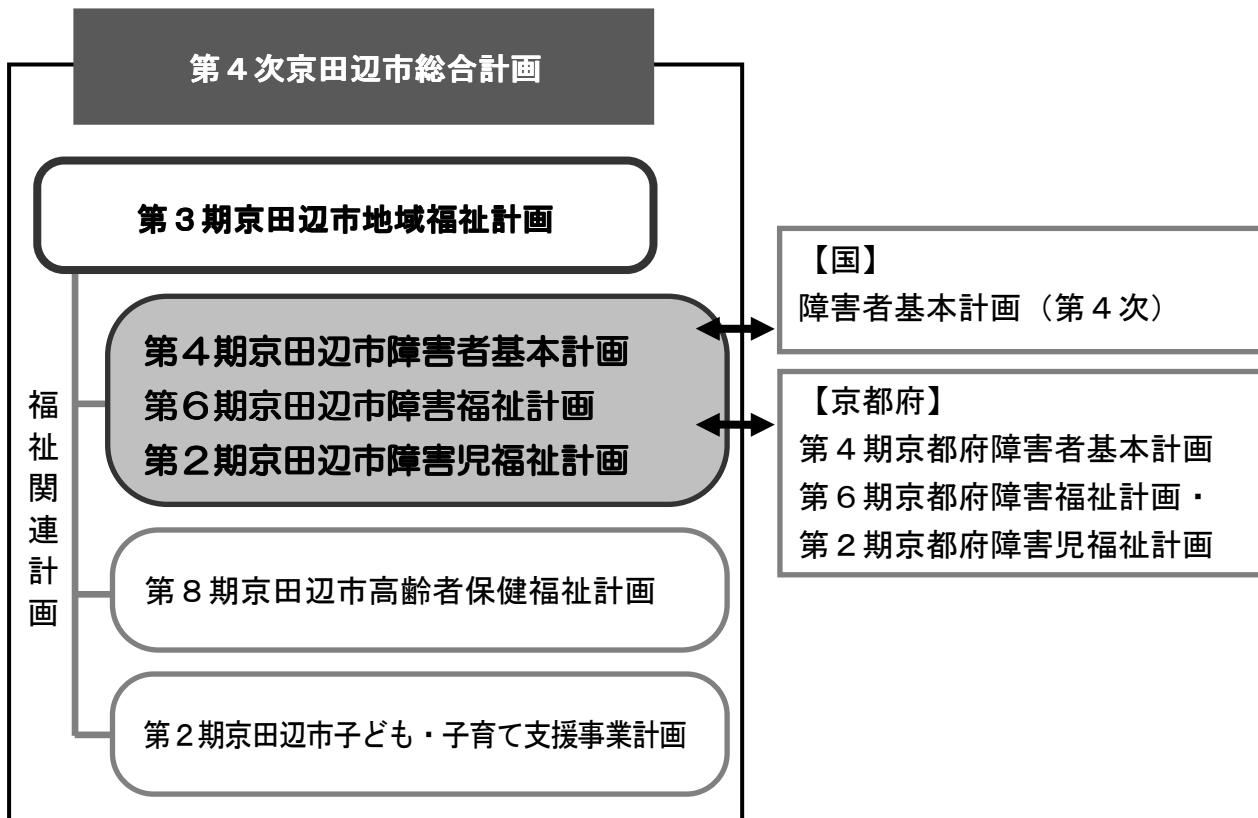
- 「第4期京田辺市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「第6期京田辺市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、令和5年度（2023）を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までにおける必要量及び必要量確保の方策を定めた計画です。
- 「第2期京田辺市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条20項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和5年度末（2023）の数値目標を設定するとともに、障がい児福祉サービスを提供するための方策を定めた計画です。



4

他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、京都府の「第4期京都府障害者基本計画」「第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画」を踏まえ、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。



5

計画の期間

「第4期京田辺市障害者基本計画」は、令和3年度（2021）から令和8年度（2026）までの6年間とします。「第6期京田辺市障害福祉計画」及び「第2期京田辺市障害児福祉計画」は、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの3年間とします。

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
京田辺市 障害者基本計画			第3期							第4期(本計画)		
京田辺市 障害福祉計画		第4期			第5期				第6期(本計画)			
京田辺市 障害児福祉計画				第1期					第2期(本計画)			

6

計画策定の手法

（1）アンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方 2,000 人を対象にアンケート調査を実施し、日常の生活や福祉サービスの利用状況、医療や保健、就労、介護者の状況など幅広い事柄についてお伺いしました。

（2）障がい者関係団体等ヒアリング

市内の障がい者団体及び市内事業所に対し、生活支援や保健・医療などについてヒアリングを実施し、意見を伺いました。

（3）これまでの計画の評価・検証の実施

前回計画で盛り込まれた施策や事業について、府内担当部署が施策の現状や進捗状況などについて評価・検証を行いました。

（4）パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考え方や意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

7 計画の推進体制

（1）市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

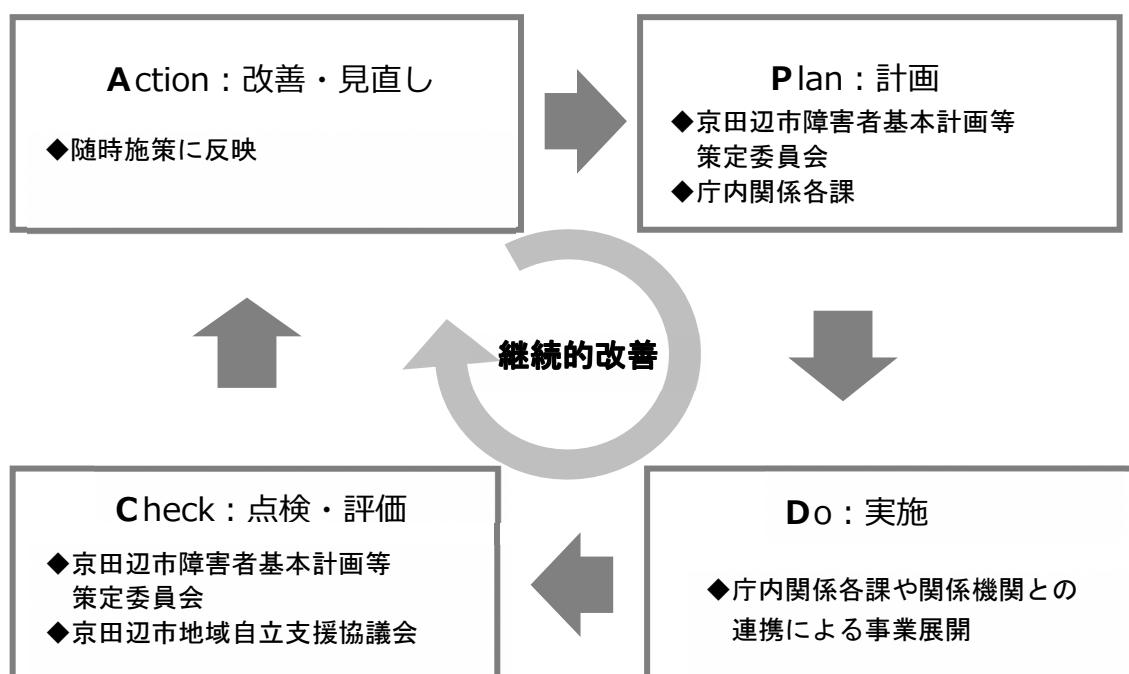
（2）個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

（3）計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

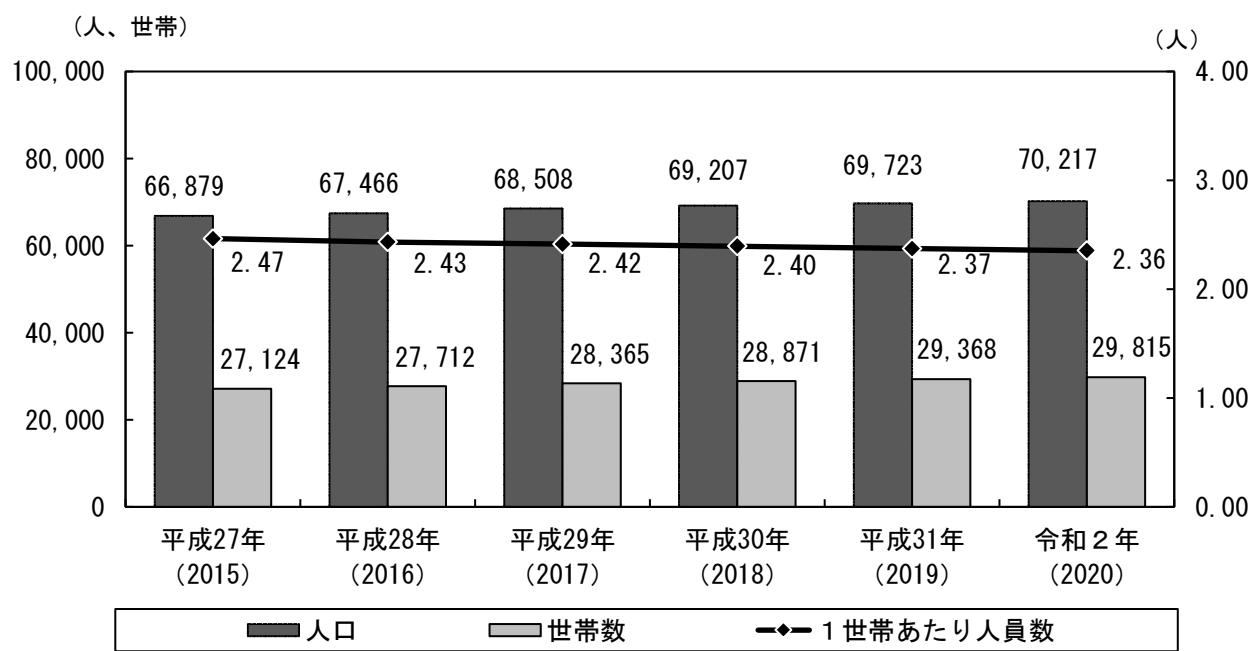
そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画等策定委員会及び京田辺市地域自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



第2章 京田辺市の現状

1 人口・世帯

本市の総人口は年々増加しており、令和2年（2020）は70,217人で、平成27年（2015）に比べて3,338人増加しています。人口の増加に伴い、世帯数も増加しており、平成27年（2015）から令和2年（2020）にかけて2,691世帯が増加しています。一方で、1世帯あたり人員数は減少し、令和2年（2020）は2.36人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者の状況

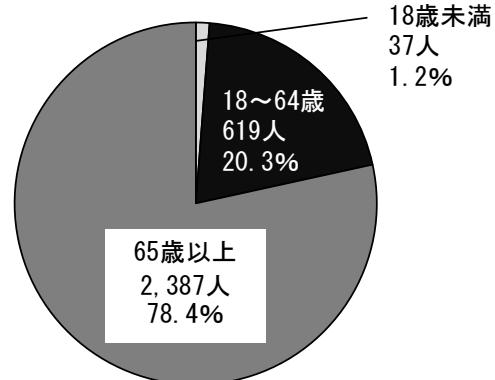
（1）身体障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

令和元年度（2019）の本市の身体障害者手帳所持者数は3,043人で、平成26年度（2014）に比べて262人減少しています。

年齢別では、65歳以上が2,387人で、全体の78.4%となっています。

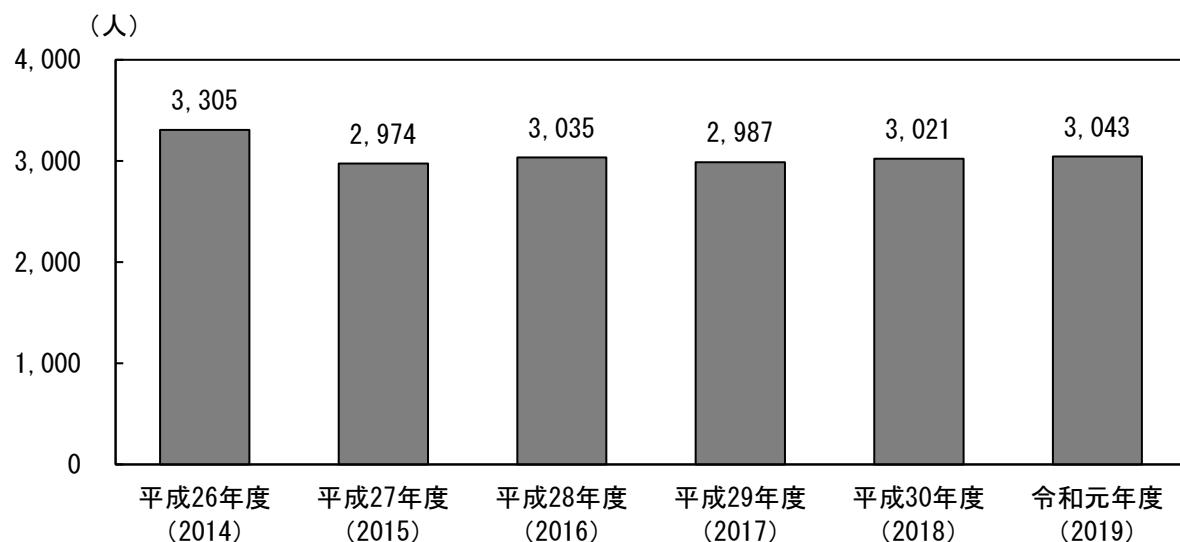
◆年齢別身体障害者手帳所持者数・割合



◆身体障害者手帳所持者数の推移

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数

（京都府、令和元年度（2019）末）

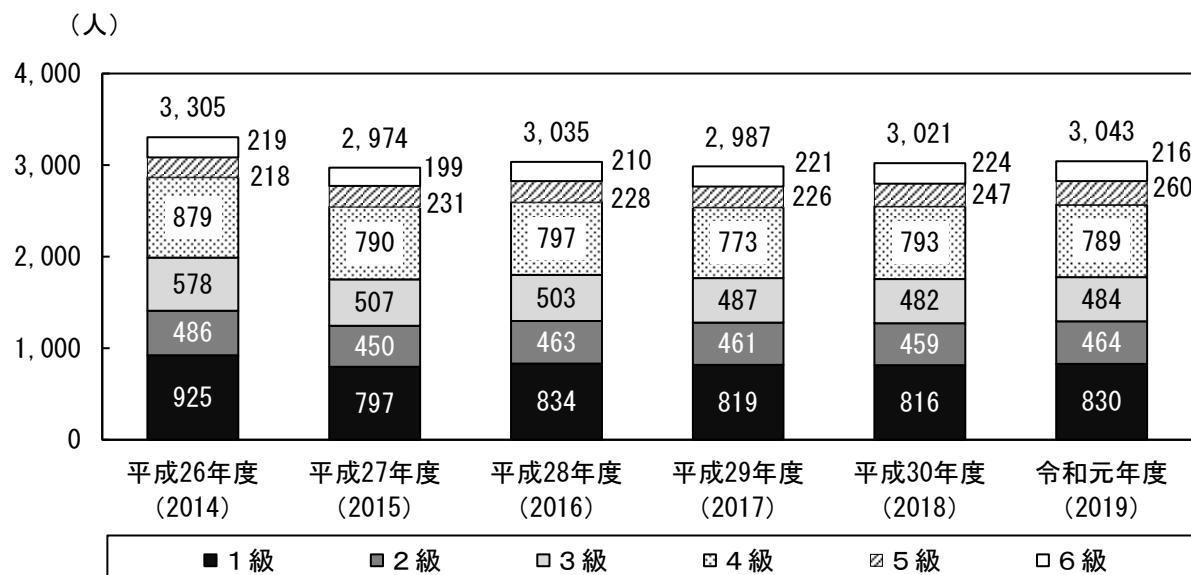


資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日現在）

②障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移

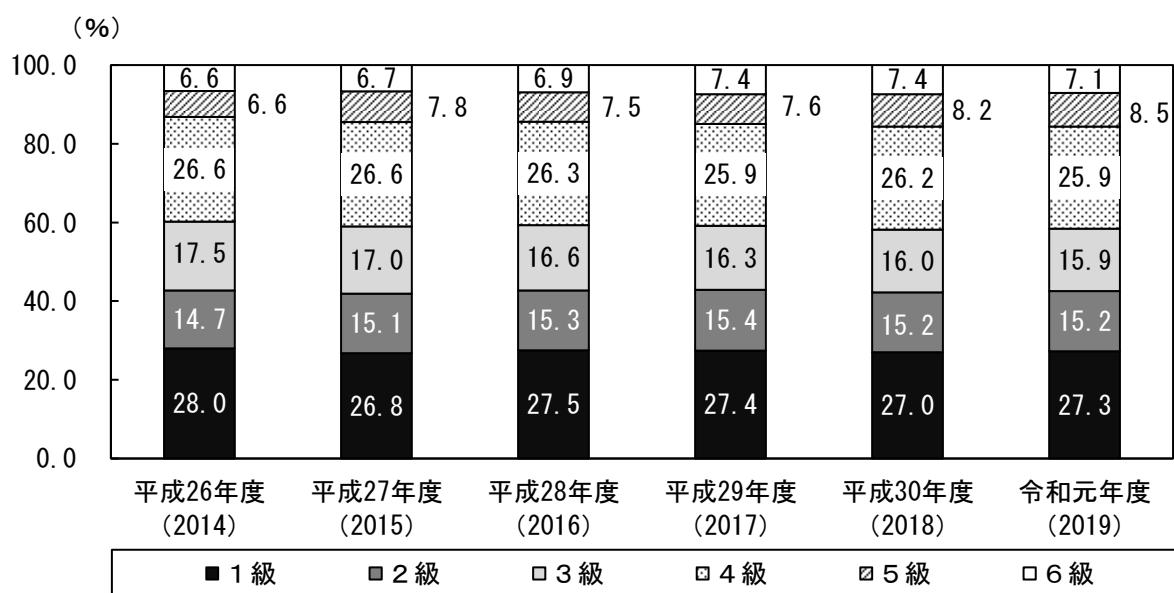
障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度（2019）は5級以外は平成26年度（2014）よりも減少しています。5級は令和元年度（2019）が260人で、平成26年度（2014）より42人増加しています。

◆障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の割合の推移



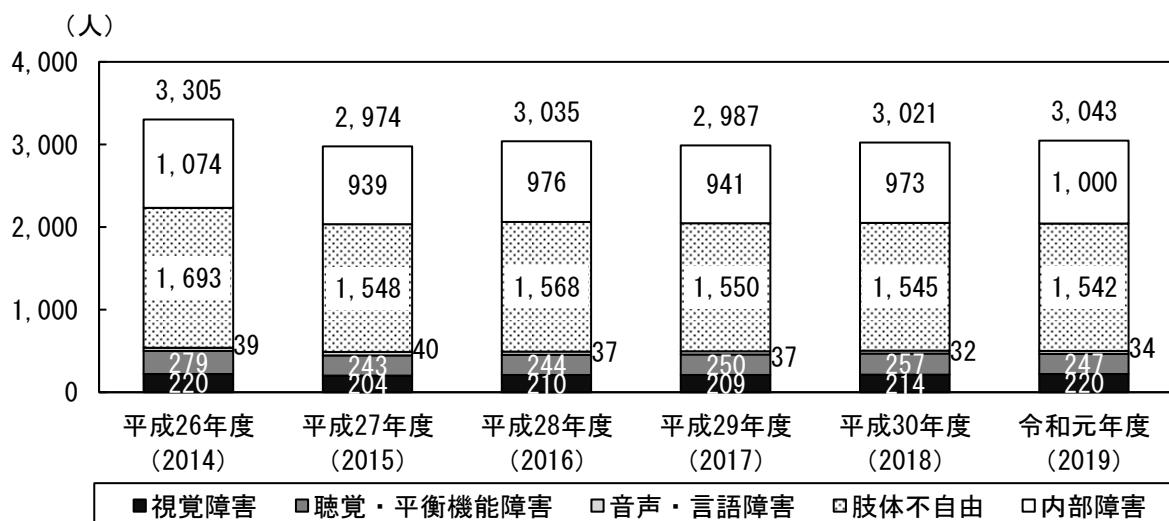
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日現在）

③障がいの種別身体障害者手帳所持者数・割合の推移

障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障害は平成29年度（2017）以降、増加しています。肢体不自由は平成28年度（2016）以降、減少しています。視覚障害はおおむね横ばいとなっています。

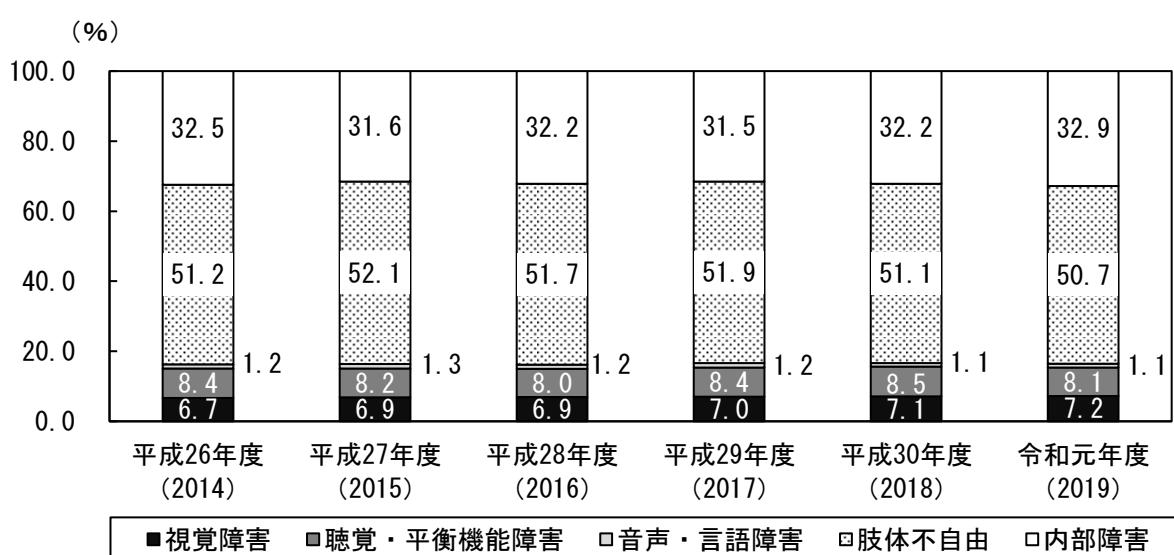
割合の推移をみると、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

◆障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日現在）

◆障がいの種別身体障害者手帳所持者数の割合の推移



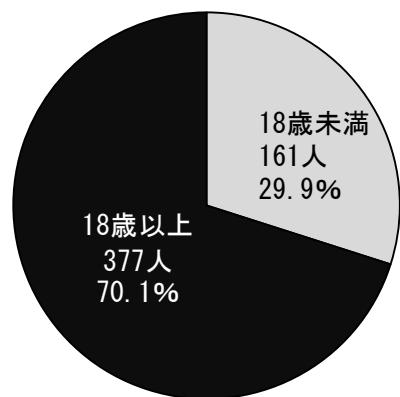
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成30年度（2018）まで増加していましたが、令和元年度（2019）には減少し、538人となっています。年齢別では、18歳以上が377人で、全体の70.1%となっています。

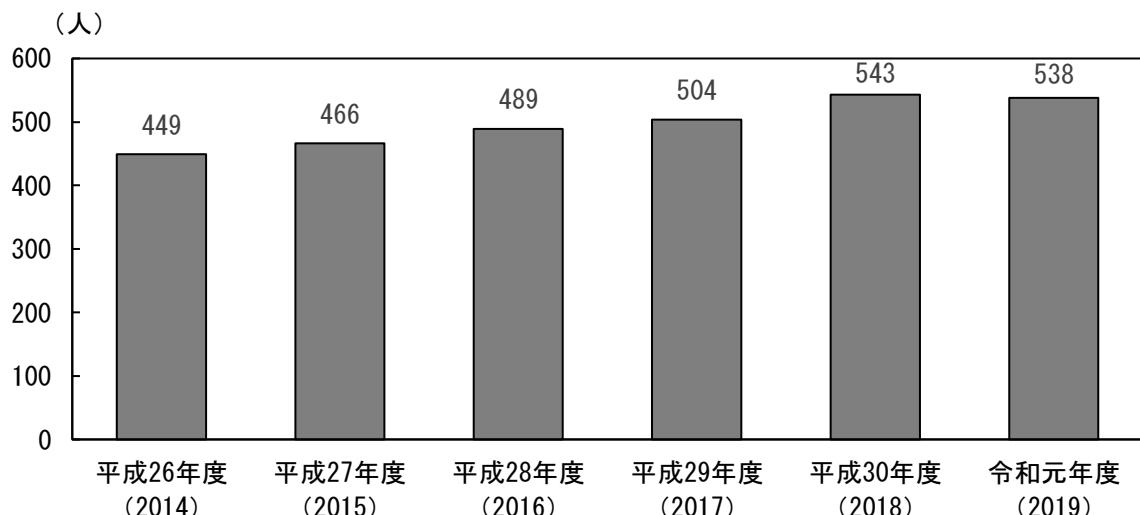
◆年齢別療育手帳所持者数・割合



資料：療育手帳所持者年齢別一覧

（京都府、令和元年度（2019）末）

◆療育手帳所持者数の推移



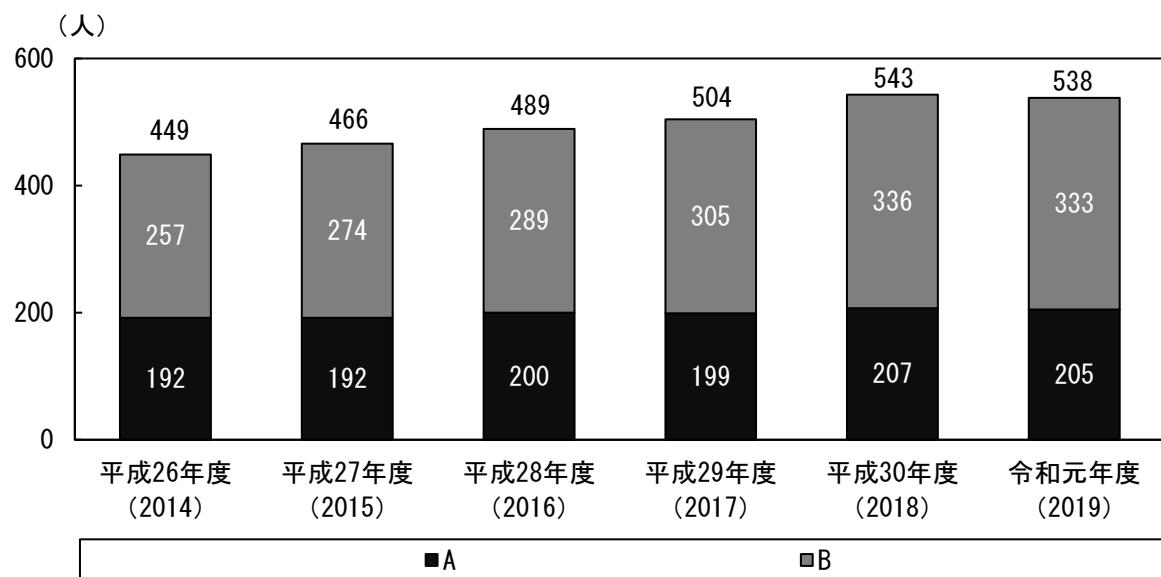
資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年度3月31日現在）

②障がいの程度別療育手帳所持者数・割合の推移

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度（2019）のA判定は205人で、平成26年度（2014）に比べて13人増加しています。B判定は333人で、平成26年度（2014）に比べて76人増加しています。

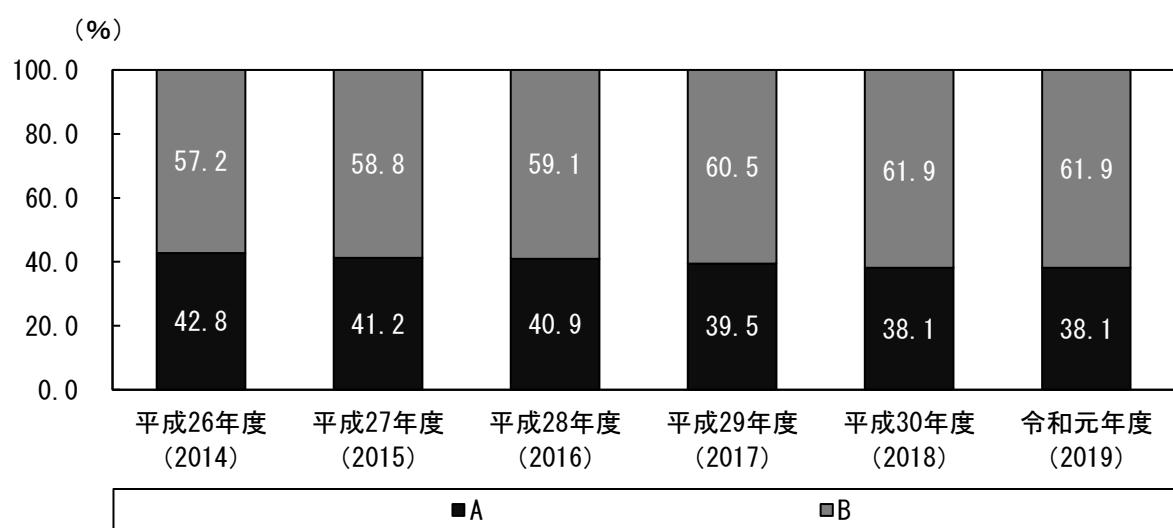
障がいの程度別療育手帳所持者数の割合でみると、B判定の割合が徐々に高くなってきています。

◆障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別療育手帳所持者数の割合の推移



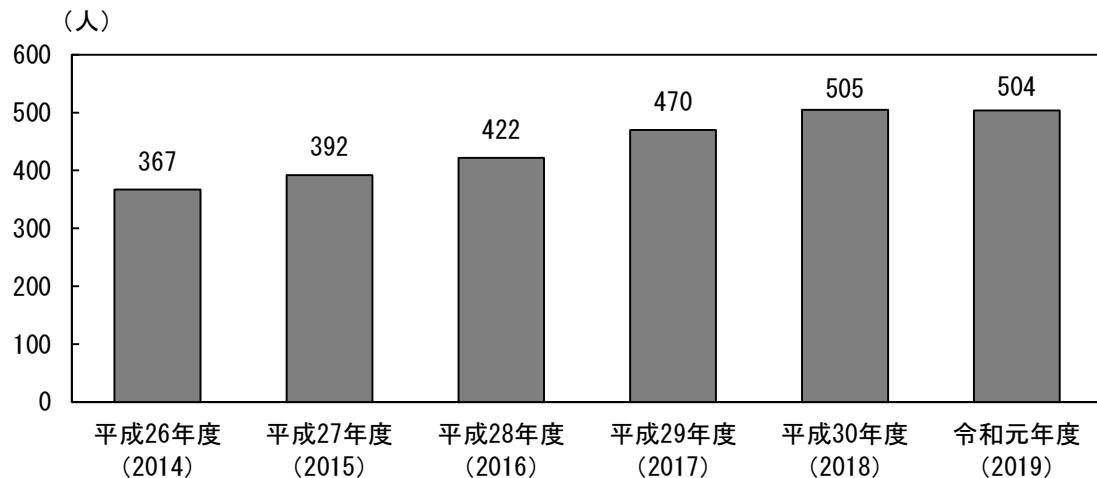
資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、各年度3月31日現在）

（3）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30年度（2018）にかけては増加していますが、令和元年度（2019）にかけてはほぼ横ばいとなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



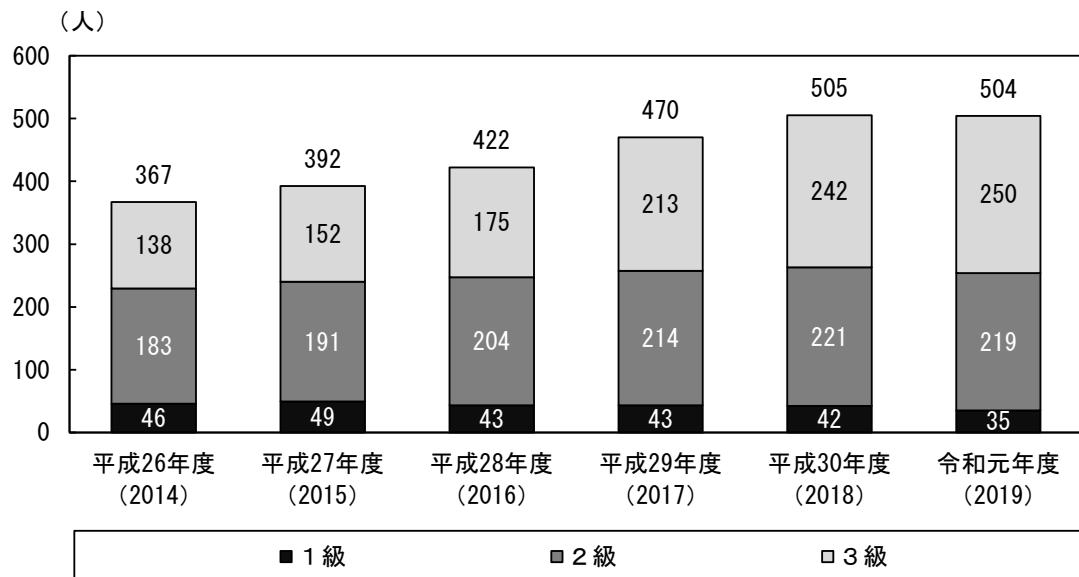
資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日現在）

②障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数・割合の推移

障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、3級は年々増加しています。2級は平成30年度（2018）まで増加していますが、令和元年度（2019）にはやや減少しています。1級は平成27年度（2015）以降、減少傾向にあります。

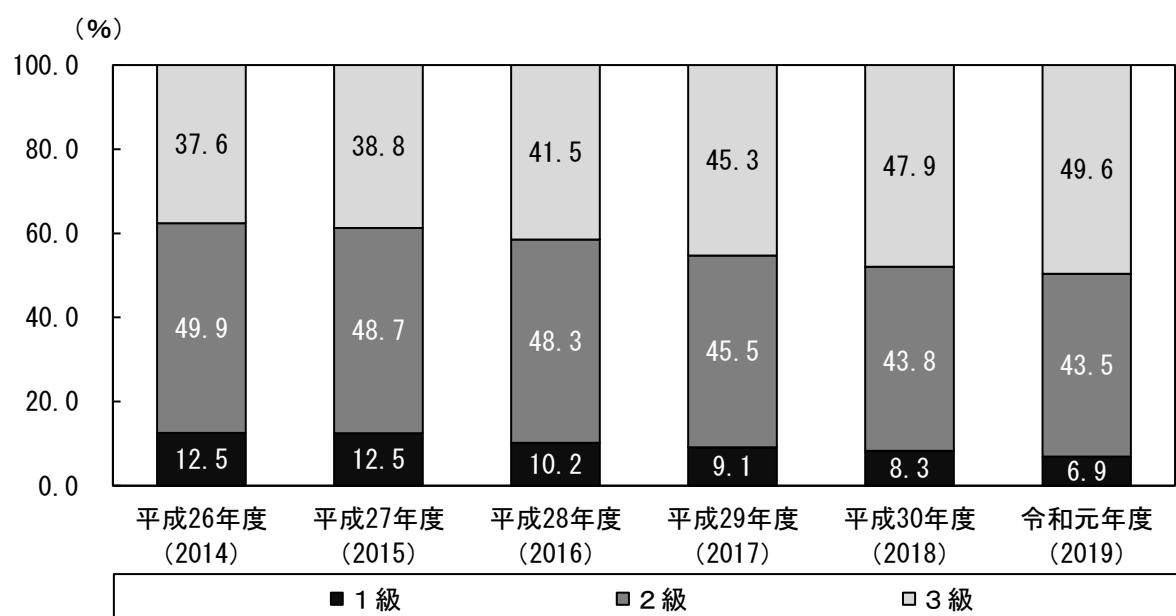
障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合をみると、1級と2級は減少傾向ですが、3級は増加しています。

◆障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日現在）

3 通院についての状況

(1) 自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況

自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況をみると、平成27年度（2015）以降増加しており、令和元年度（2019）は1,063人となっています。平成27年度（2015）と比べると150人増加しています。年齢別（令和元年度（2019））では、20～64歳が790人となっています。

◆自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況

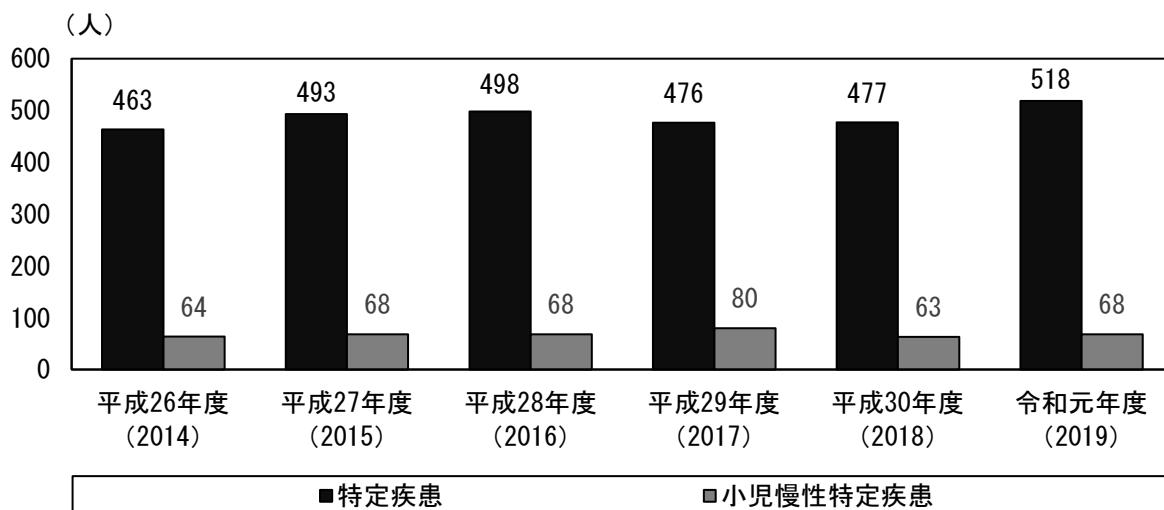
年度	人数
平成26年度（2014）	934人
平成27年度（2015）	913人
平成28年度（2016）	956人
平成29年度（2017）	970人
平成30年度（2018）	1,028人
令和元年度（2019）	1,063人

令和元年度（2019）実績	人数
20歳未満	31人
20～64歳	790人
65歳以上	242人
合計	1,063人

資料：自立支援医療費（精神通院）支給認定者数（京都府、各年度3月31日現在）

(2) 難病（特定疾患）患者の状況

難病（特定疾患）患者数の推移をみると、平成29年度（2017）に減少しましたが、その後は令和元年度（2019）にかけて増加しています。小児慢性特定疾患の患者数では、平成29年度（2017）に80人に増えましたが、平成30年度（2018）には減少し、令和元年度（2019）は68人となっています。

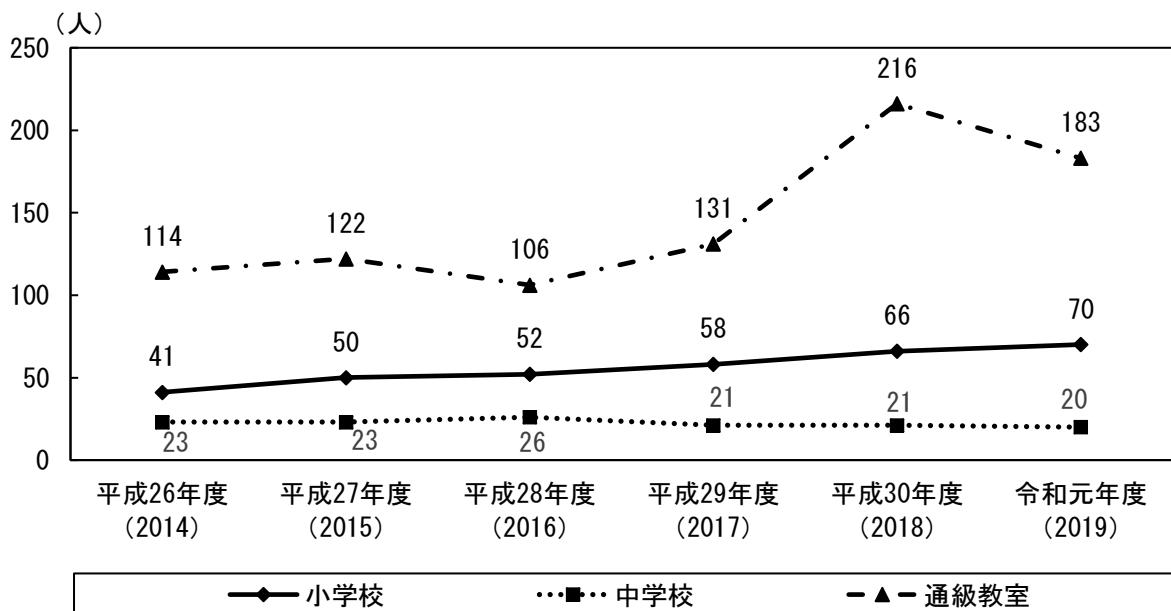


資料：京都府提供（各年度3月31日現在）

障がいのある児童の状況

(1) 特別支援学級在籍者数の状況

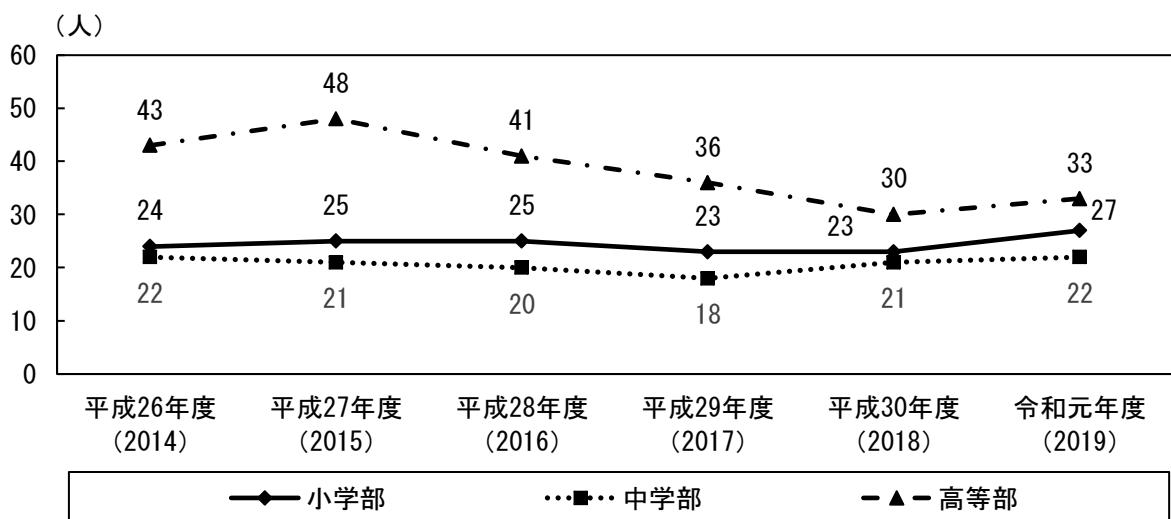
特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、小学校では増加しています。中学校では平成29年度(2017)以降、おおむね横ばいとなっています。通級教室に通う児童数は、平成30年度(2018)は216人と増加しましたが、令和元年度(2019)は183人となっています。



資料：京田辺市教育委員会提供（各年度5月1日現在）

(2) 特別支援学校在籍者数の状況

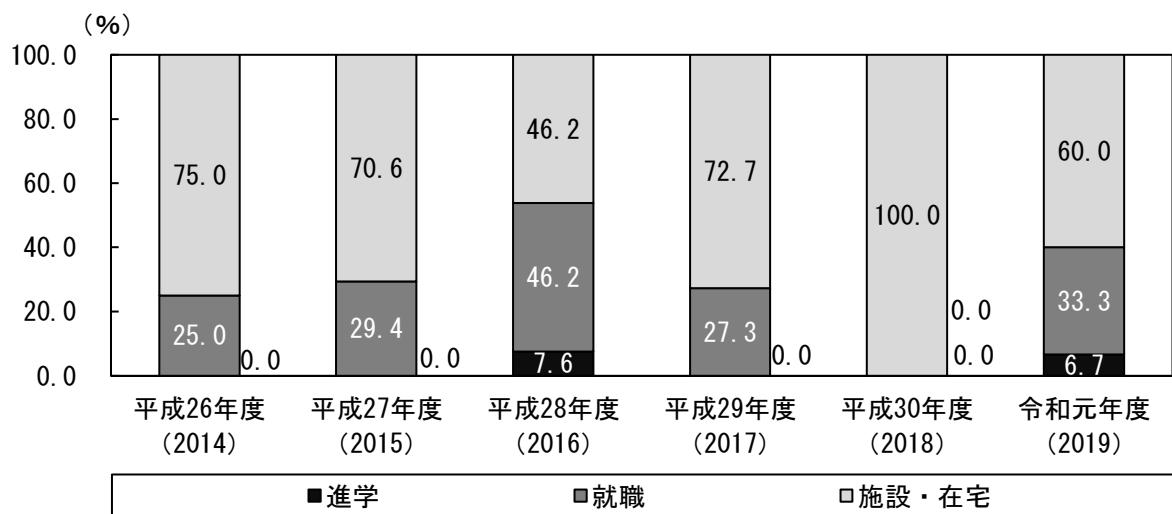
特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、高等部は、平成27年度(2015)から平成30年度(2018)にかけて減少しています。中学部は、20人前後で推移しています。小学部は、令和元年度(2019)は27人で、平成30年度(2018)に比べて4人増加しています。



資料：特別支援学校提供（各年度5月1日現在）

(3) 卒業生の進路状況

特別支援学校高等部の在籍者の卒業後の進路状況をみると、令和元年度（2019）は進学が6.7%、就職が33.3%となっていますが、平成30年度（2018）は全員が施設または在宅となっています。いずれの年度も、施設または在宅の割合が高くなっています。



資料：特別支援学校提供（各年度5月1日現在）

5

アンケート調査結果の概要

（1）調査の方法

本調査は、「第4期京田辺市障害者基本計画 第6期京田辺市障害福祉計画 第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況及び障がい者施策についてのご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者
配布数	2,000 通
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回答者数	1,021 人
有効回収率	51.1%
調査期間	令和2年（2020）1月8日～令和2年（2020）1月22日

（2）調査結果の見方

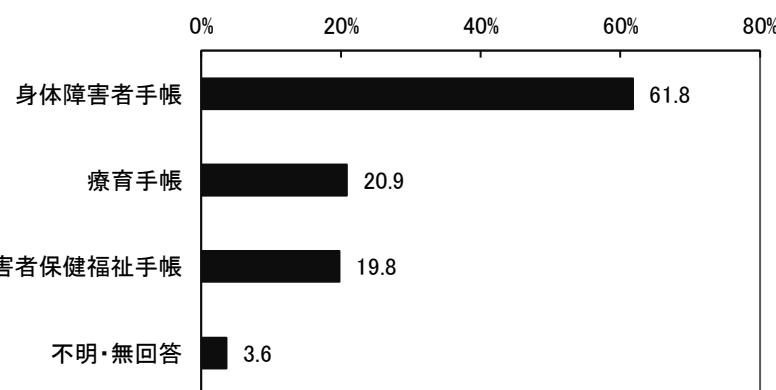
- 回答結果は、少数第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対する割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- グラフの「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています。
- 設問の表題や選択肢について、一部簡略化している場合があります。

(3) アンケート調査結果の概要

○回答者の属性

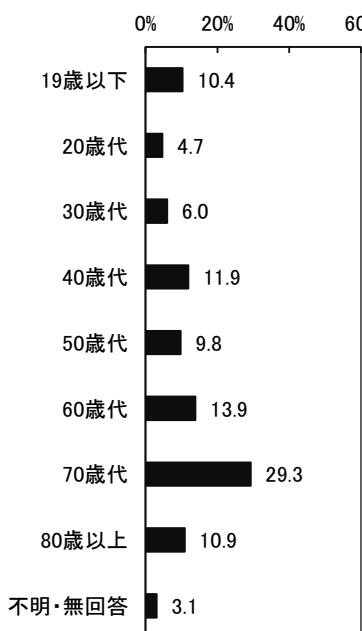
◇所持手帳の種類

全体(N=1,021)

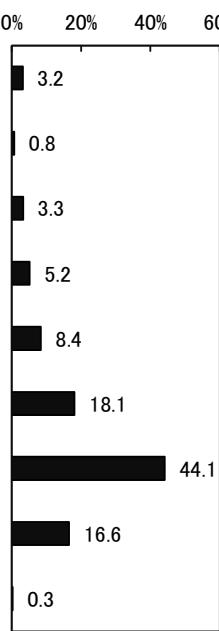


◇年齢

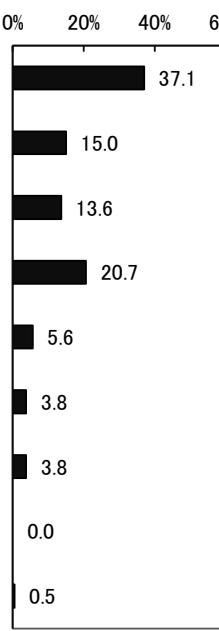
全体(N=1,021)



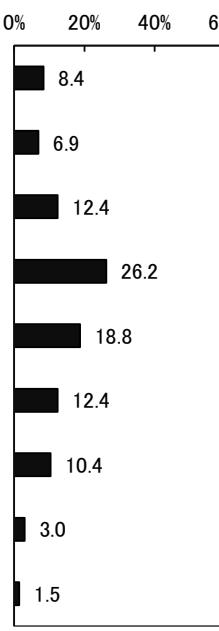
身体(N=631)



知的(N=213)

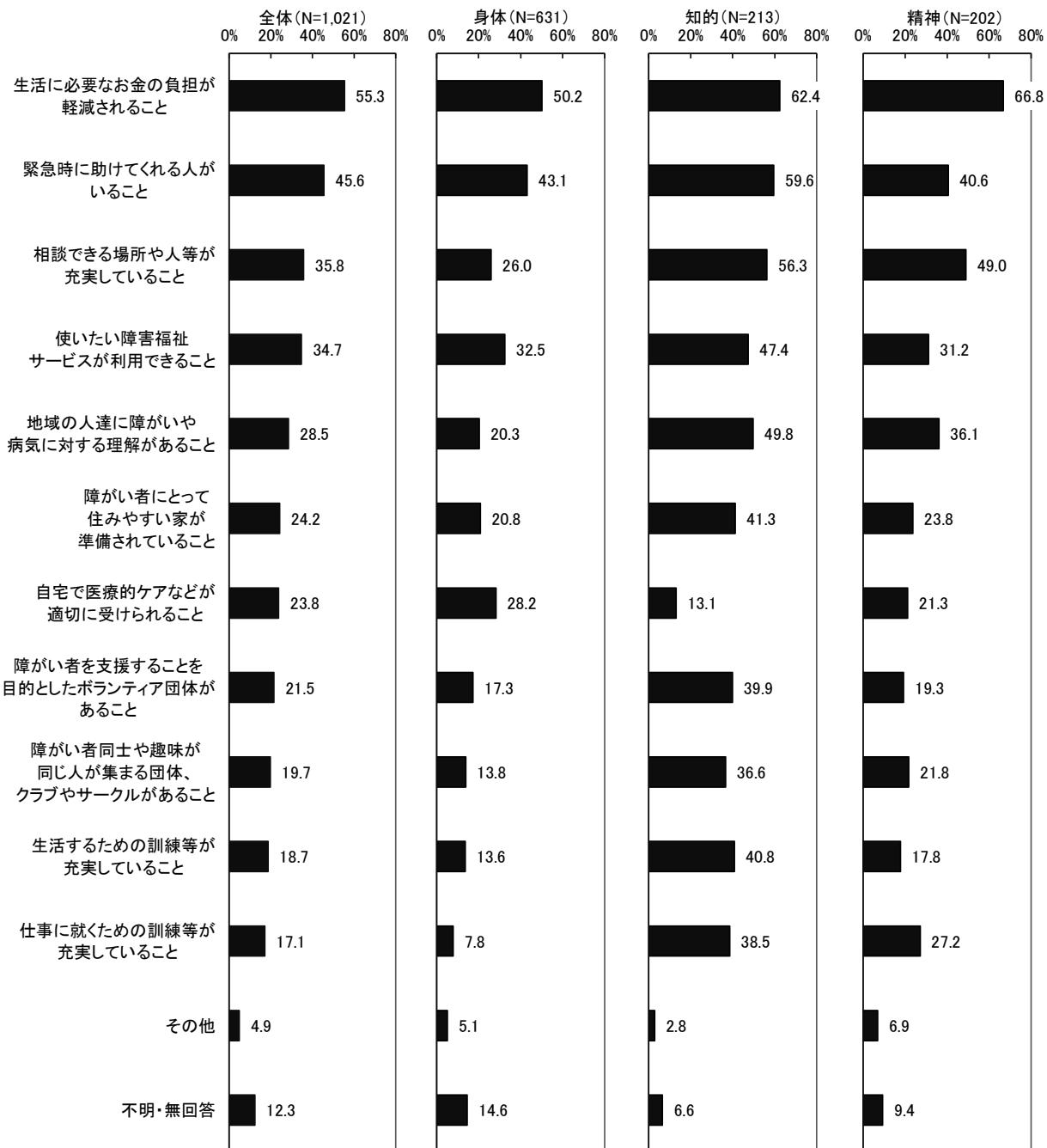


精神(N=202)



○生活支援・福祉サービス

◇生活する上で、どのような支援があればよいと思うか



◇現在、利用しているサービス

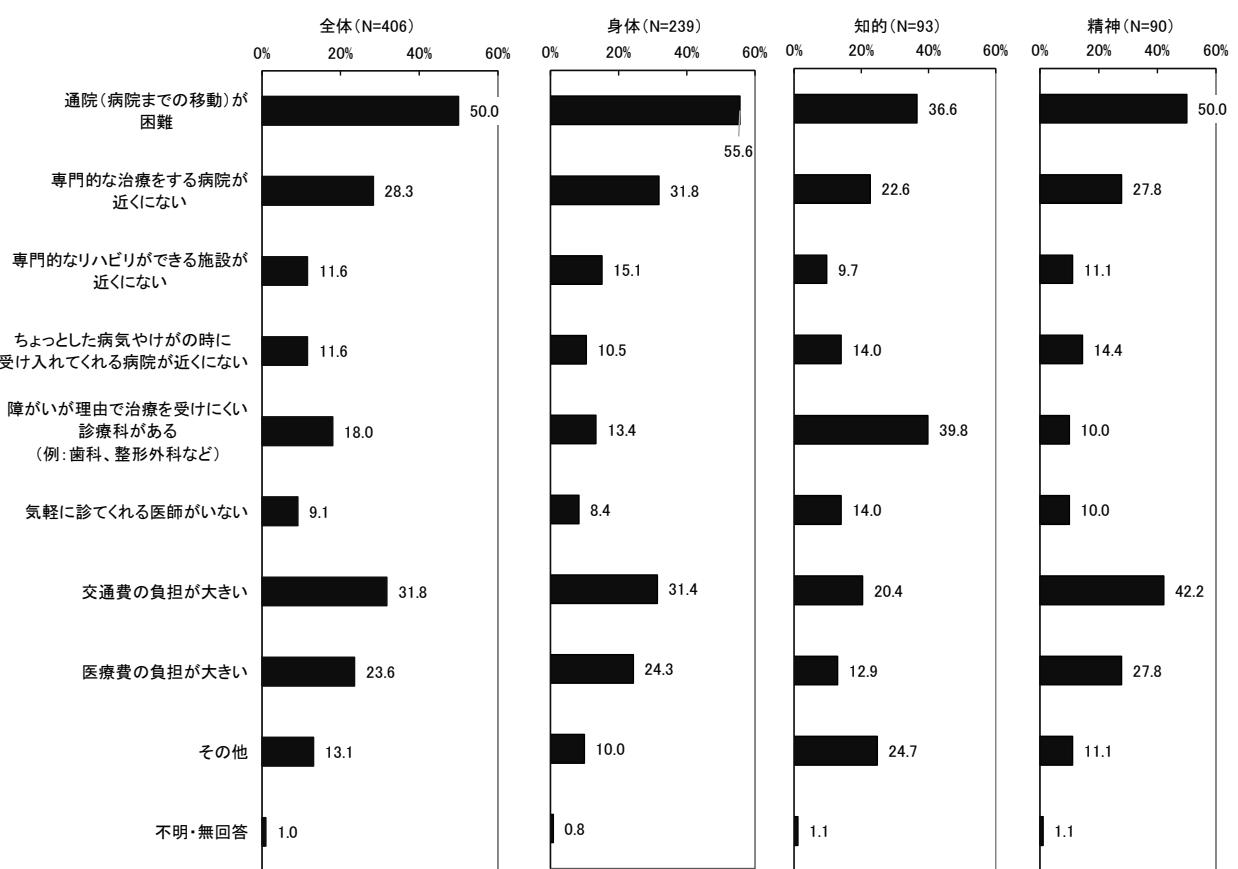
単位: %	全体 (N=331)	身体 (N=149)	知的 (N=134)	精神 (N=76)
居宅介護（ホームヘルプ）	17.5	22.1	11.2	14.5
重度訪問介護	1.5	2.7	1.5	0.0
同行援護	3.9	6.0	3.7	1.3
行動援護	5.4	3.4	11.9	0.0
重度障害者等包括支援	2.4	4.0	2.2	0.0
生活介護	11.8	13.4	15.7	7.9
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	6.6	12.1	1.5	3.9
就労移行支援	2.7	0.0	3.0	6.6
就労継続支援（A型・B型）	17.2	5.4	22.4	32.9
就労定着支援	1.2	0.0	0.7	3.9
療養介護	1.2	2.7	1.5	0.0
短期入所（ショートステイ）	17.5	14.8	29.9	7.9
自立生活援助	5.1	4.0	3.0	10.5
共同生活援助（グループホーム）	5.4	4.7	11.2	2.6
施設入所支援	8.2	8.7	6.7	10.5
計画相談支援・障害児相談支援	14.5	5.4	29.1	9.2
地域移行支援	0.3	0.7	0.0	0.0
地域定着支援	0.3	0.7	0.0	0.0
児童発達支援	6.9	1.3	13.4	5.3
医療型児童発達支援	0.6	0.7	0.0	1.3
放課後等デイサービス	18.7	10.1	34.3	10.5
保育所等訪問支援	1.5	0.7	3.0	1.3
居宅訪問型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	0.0
成年後見制度利用支援	1.8	0.0	1.5	5.3
相談支援	14.5	11.4	14.9	19.7
手話通訳・要約筆記者派遣	1.2	2.7	0.0	0.0
日常生活用具等給付	11.5	21.5	6.7	5.3
移動支援	19.3	14.1	36.6	11.8
地域活動支援センター	2.4	3.4	0.0	3.9
日中一時支援	16.0	10.1	33.6	7.9
訪問入浴	2.7	5.4	0.7	1.3

◇利用を希望したが、利用できなかったサービス

単位: %	全体 (N=46)	身体 (N=22)	知的 (N=20)	精神 (N=7)
居宅介護（ホームヘルプ）	2.2	0.0	0.0	0.0
重度訪問介護	6.5	9.1	0.0	0.0
同行援護	2.2	0.0	5.0	0.0
行動援護	2.2	4.5	0.0	0.0
重度障害者等包括支援	2.2	4.5	0.0	0.0
生活介護	8.7	13.6	5.0	14.3
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2.2	0.0	0.0	0.0
就労移行支援	2.2	0.0	5.0	0.0
就労継続支援（A型・B型）	4.3	0.0	10.0	0.0
就労定着支援	6.5	0.0	10.0	14.3
療養介護	2.2	0.0	0.0	0.0
短期入所（ショートステイ）	19.6	18.2	30.0	0.0
自立生活援助	2.2	4.5	0.0	0.0
共同生活援助（グループホーム）	6.5	9.1	10.0	14.3
施設入所支援	8.7	9.1	10.0	28.6
計画相談支援・障害児相談支援	4.3	4.5	5.0	0.0
地域移行支援	0.0	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	2.2	4.5	0.0	0.0
児童発達支援	2.2	0.0	5.0	0.0
医療型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	0.0
放課後等デイサービス	4.3	0.0	5.0	14.3
保育所等訪問支援	0.0	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	2.2	4.5	0.0	0.0
成年後見制度利用支援	2.2	0.0	5.0	0.0
相談支援	6.5	9.1	5.0	14.3
手話通訳・要約筆記者派遣	0.0	0.0	0.0	0.0
日常生活用具等給付	6.5	9.1	5.0	0.0
移動支援	17.4	13.6	20.0	14.3
地域活動支援センター	4.3	4.5	5.0	0.0
日中一時支援	6.5	0.0	5.0	14.3
訪問入浴	4.3	4.5	0.0	14.3

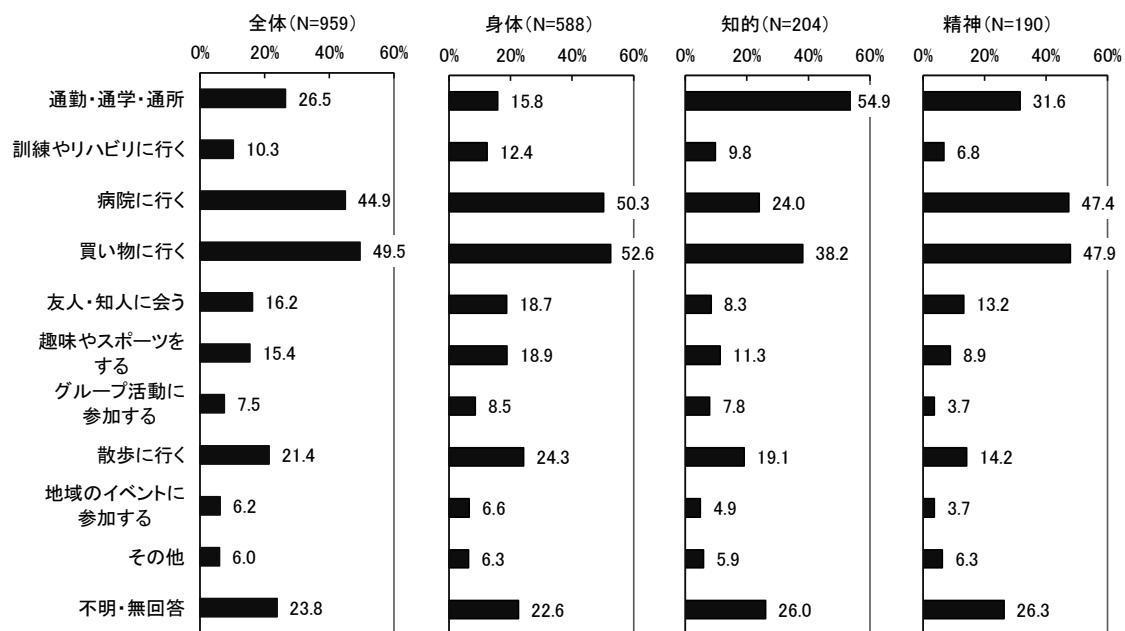
○保健・医療

◇病院に行ったり、医療を受ける際の困りごとは何ですか

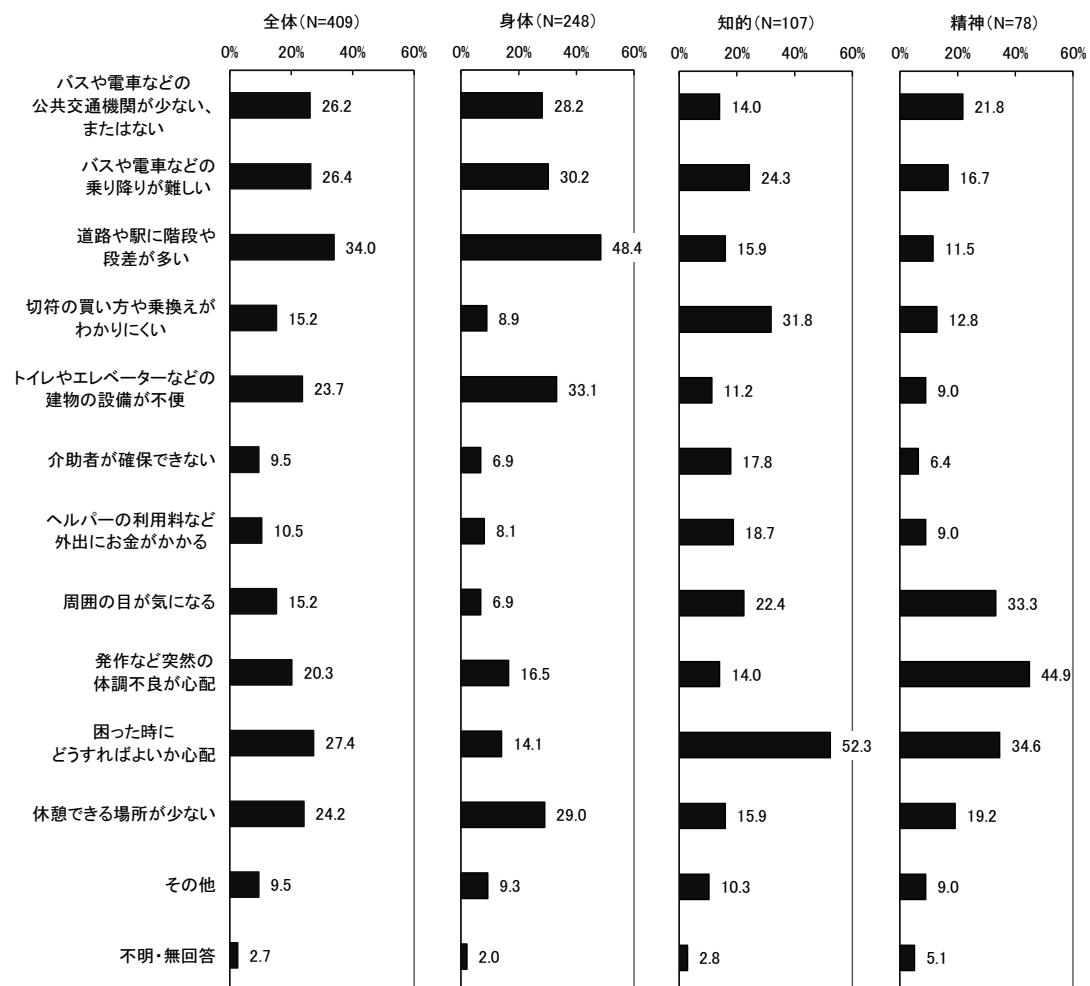


○外出・社会参加

◇どのような目的で外出することが多いですか

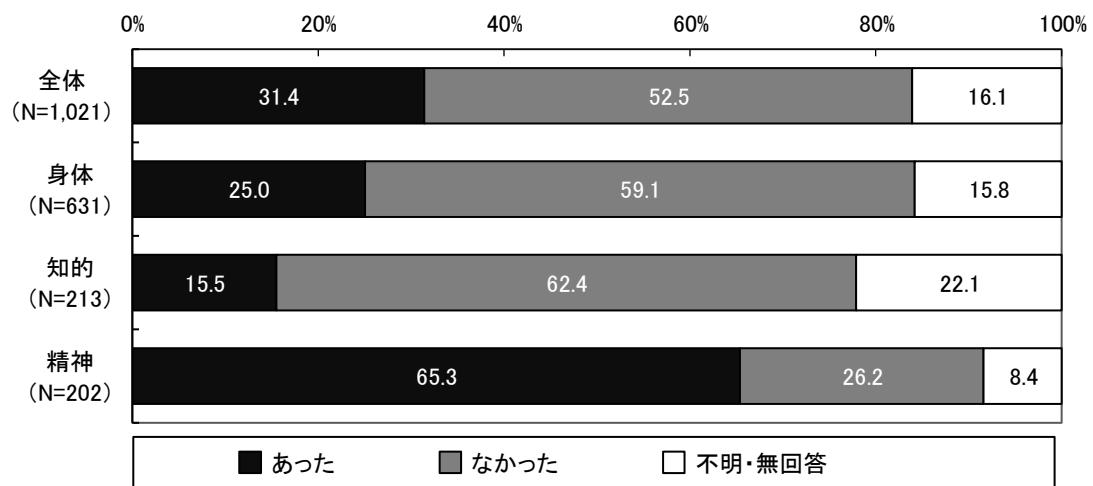


◇外出時に困ることは何ですか

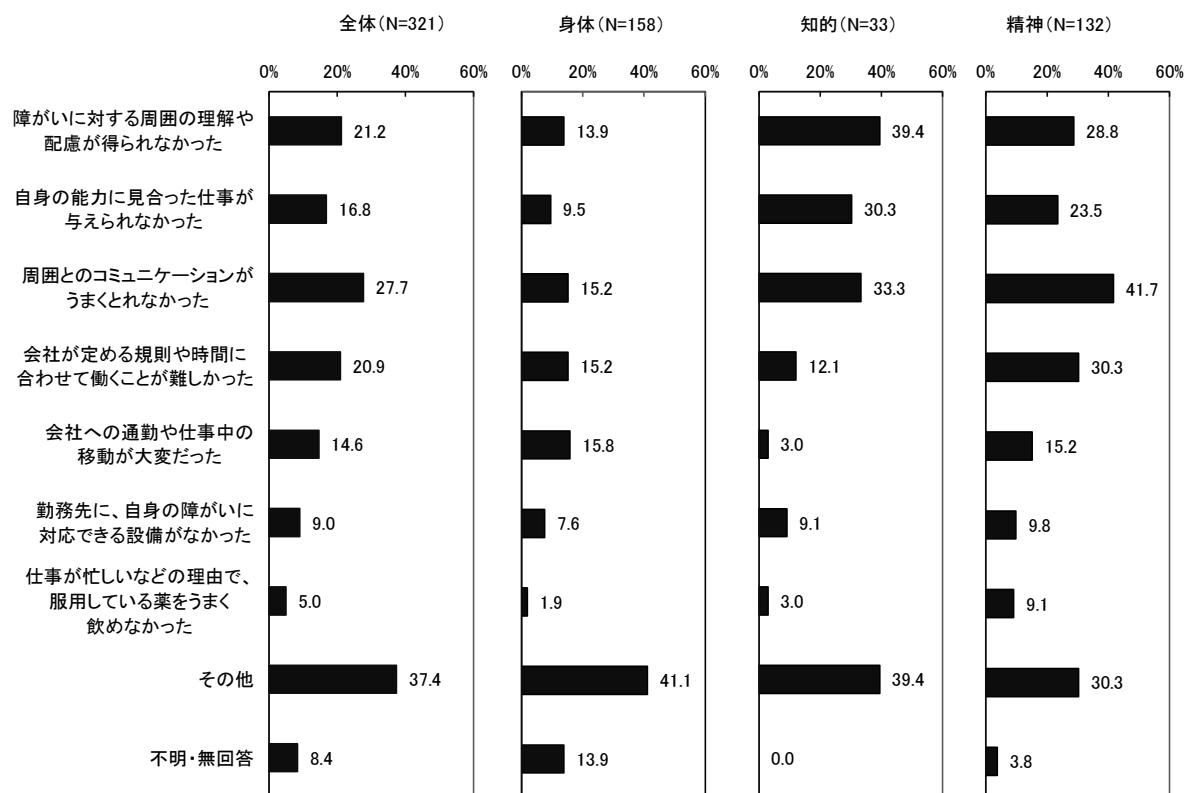


○雇用・就業、経済的自立の支援

◇会社などで働き、退職した経験はあるか

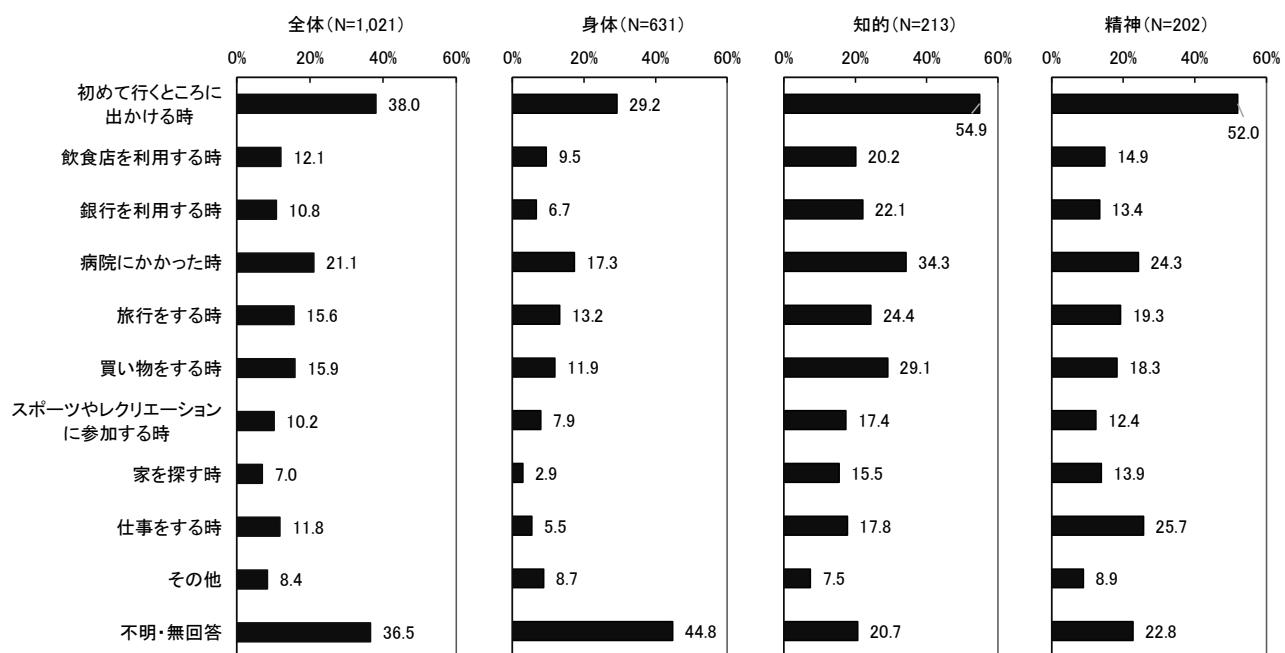


◇退職した理由



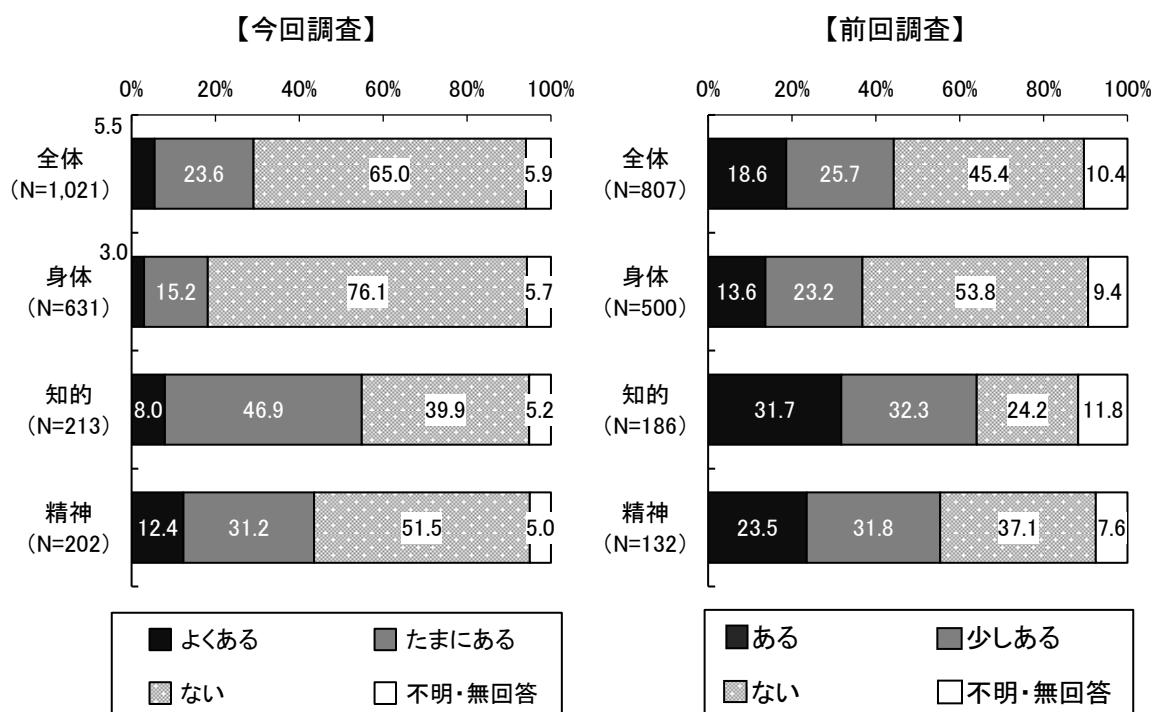
○情報の利用のしやすさ・コミュニケーション

◇コミュニケーションや必要な情報を利用する際に困難を感じることについて

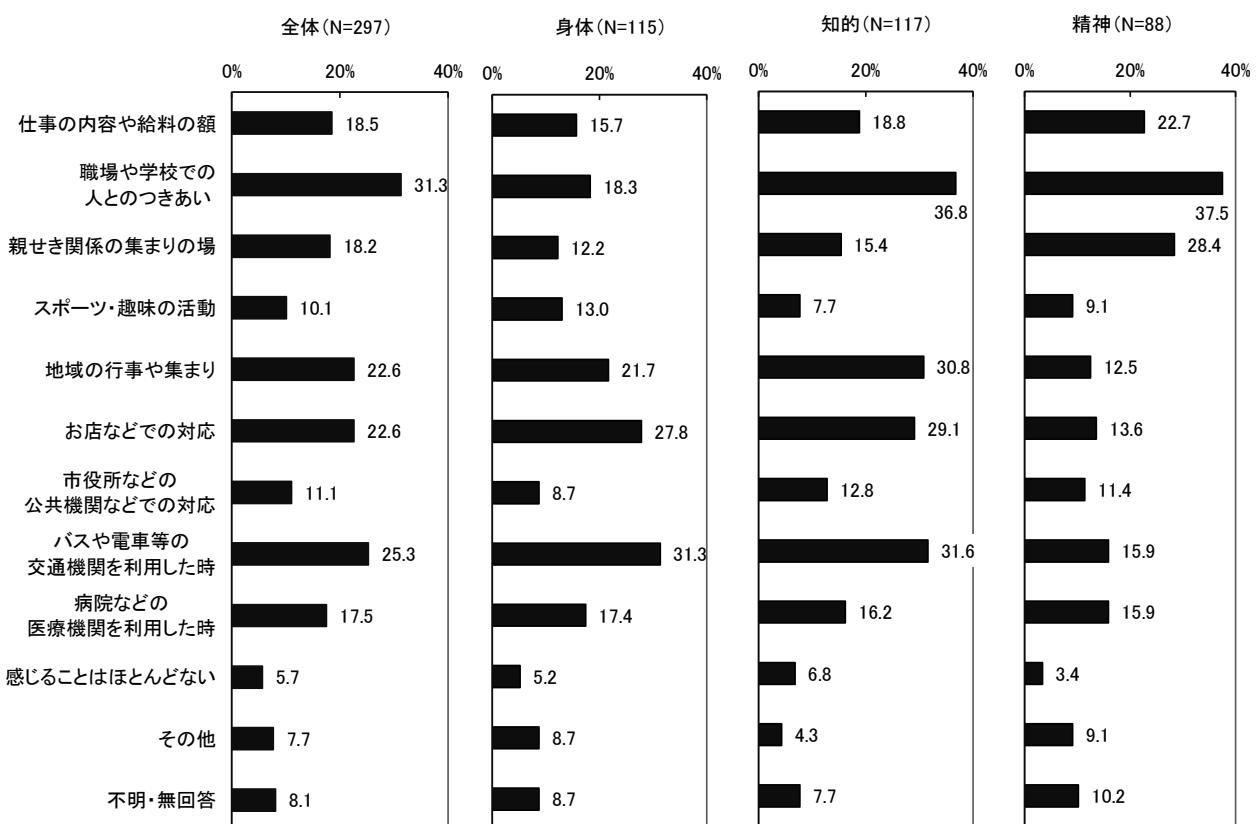


○差別の解消や理解の促進について

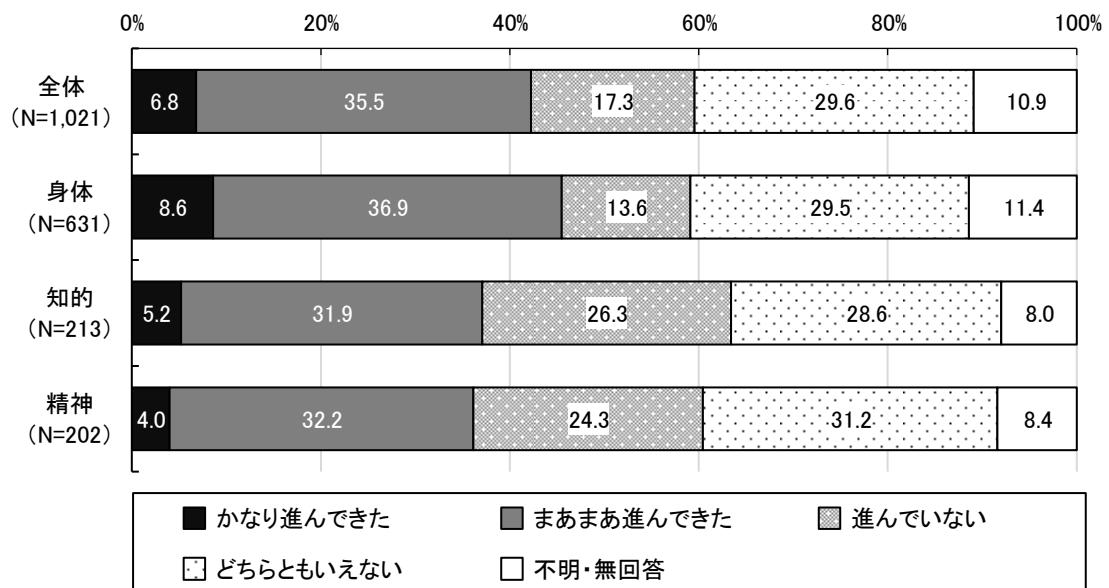
◇障がいを理由に差別や偏見を受けたと感じることがあるか



◇差別や偏見をどのようなときに感じたか

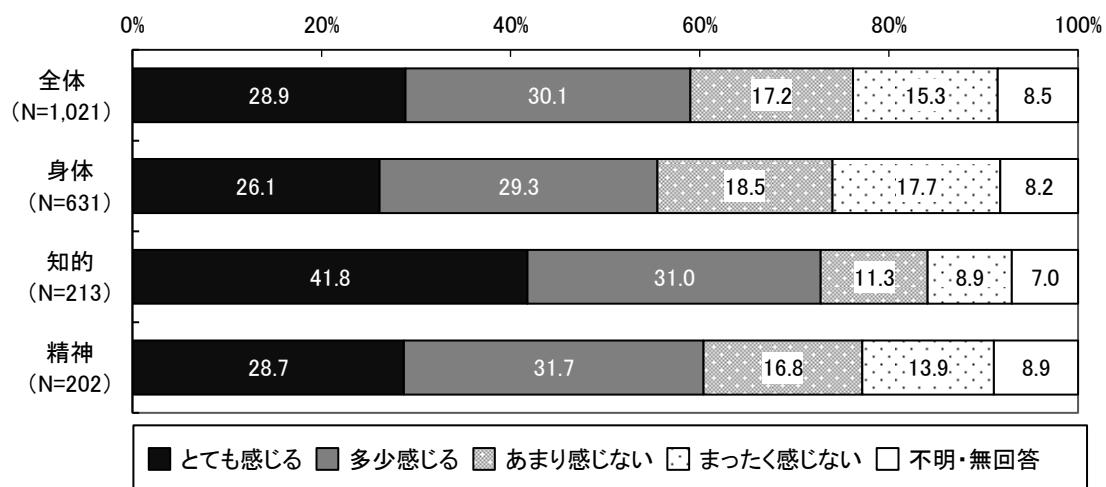


◇市民の障がい者に対する理解は進んできたと思うか

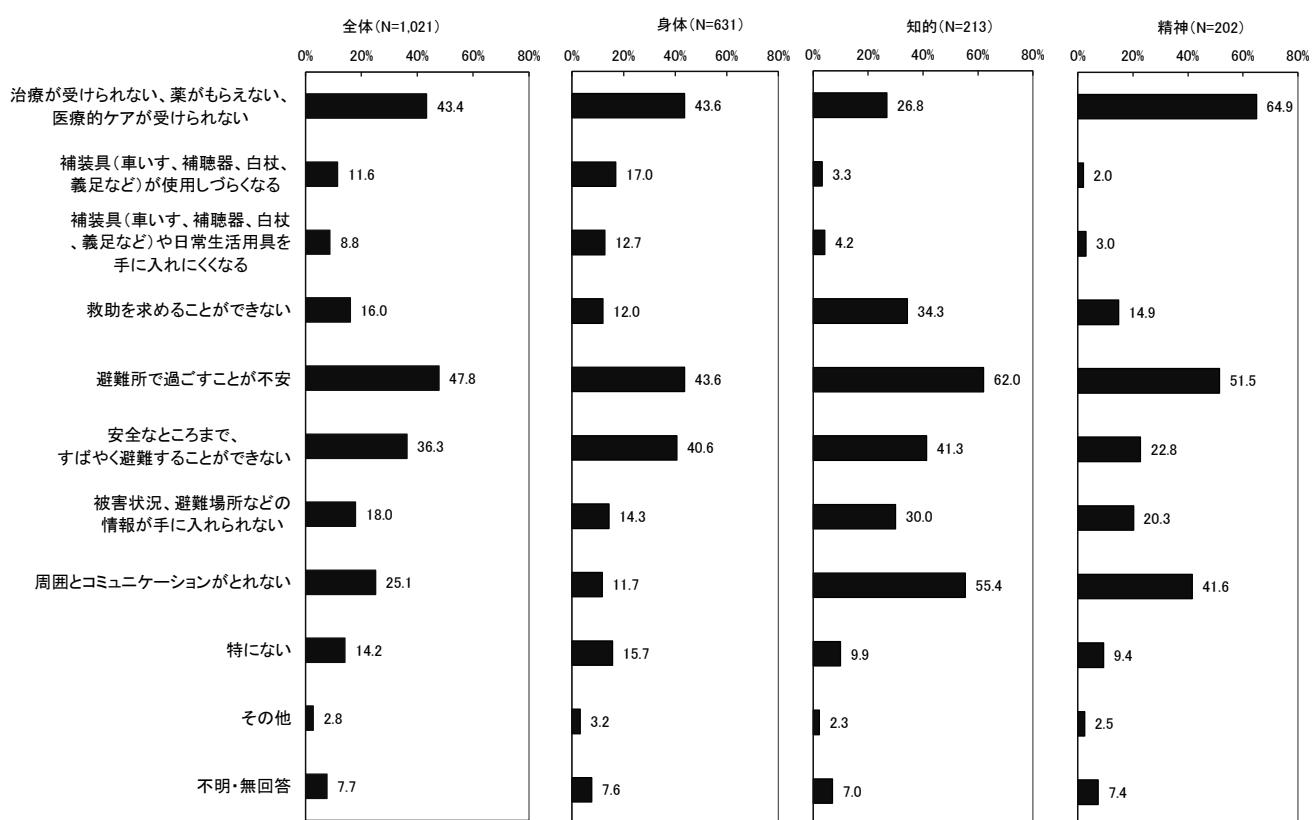


○安全・安心・権利擁護

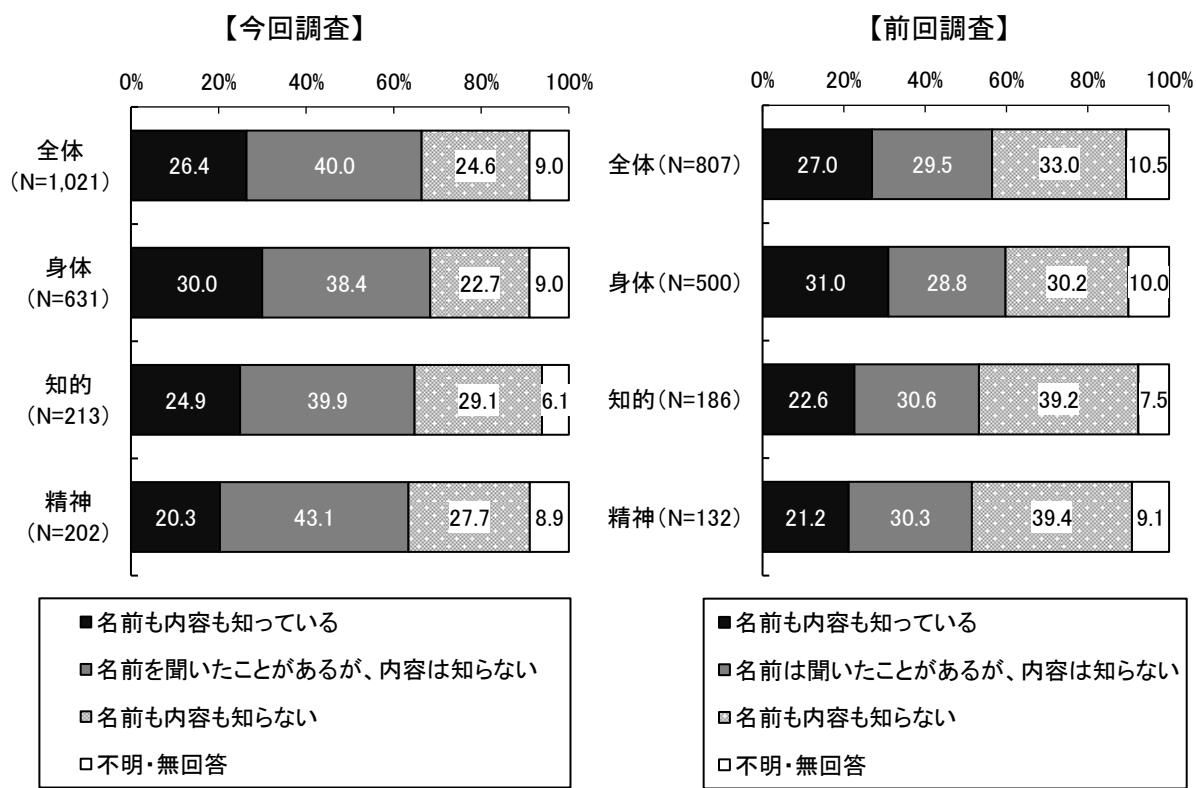
◇避難所への避難にためらいを感じるか



◇災害がおこったときに困ることや心配なことがあるか



◇成年後見制度の認知度



6

団体ヒアリング調査結果

（1）調査の目的

本調査は、「第4期京田辺市障害者基本計画 第6期京田辺市障害福祉計画 第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定するにあたり、地域で様々な活動をしている団体から障がいのある人の生活や暮らしの課題等のご意見をお伺いし、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

（2）ヒアリング調査の対象

本調査は、障がいのある人の福祉に関わる市内の団体や法人、民間企業などを対象に実施し、9団体から回答を得ました。

（3）ヒアリング調査の結果（抜粋）

○ 理解の促進や地域交流について

主な意見
○聴覚に障がいがあるので、買い物の際に、店の人が筆談をしたり、ゆっくり話すなど「聞こえない」ことへの配慮をしてほしい。
○「聞こえない」ことを示すマークや、聴覚障がいを理解してもらうためのマニュアルが必要。
○外見では障がいがあることがわかりづらいので、わかるようなマークがあればよい。
○弱視なので、買い物などでは虫眼鏡を使っており、周りの人に変に思われないか心配。障がいがあることをわかってもらいたい。
○特別支援学校と地域の学校との交流が進んでいない。地元の生徒たちにも、同級生としての意識を持ってもらいたい。障がい者への理解を進めるには、小さなころからふれあうことが大事。子どものころから特別支援学校との交流があれば、偏見もなくなるのではないか。
○市全体で啓発はもらっているが、学校のPTA活動など、小さな単位でもしてもらいたい。
○ヘルプマークについて、学校で教えるなど、もっと知ってもらいたい。身につけていても、知られていなければ意味がない。市役所でも、手帳取得時に紹介するなど、積極的に伝えてほしい。
○難聴、中途失聴にも違いがある。ひと括りにせず、それぞれが独自の障がいであると理解してもらいたい。
○白杖を持っていないと、目が不自由とはわかってもらえない。
○障がいに対する社会の理解は進みつつあると感じるが、暮らしは困難を極めている。
○合理的配慮と共生社会が前進するように、障がい者と市民の交流・意見交換の場を持ってほしい。
○子どもは重度な知的障がいがあるので、大声を上げたり、突然走り出すと冷たい目を感じる。
○当事者の話を聞いたり、ふれあう機会があれば、支援のしかたをわかってもらえるのでは。
○障がい者だけでなく、高齢者や子ども食堂など、いろんなところと連携できれば。

○生活支援・福祉サービス

主な意見
○市が配布しているタクシー券について、消費税は上がったがタクシー券の金額はかわらないので、自己負担分が増えた。
○補装具や日常生活用具は、特に、軽度なうちから利用するとより効果があるので、1、2級に限っている適用を3級以下にも適用してほしい。機器を活用するには、操作を習得する訓練が必要で、相談員や訓練士あるいは南部サテライト事業や南部アイセンターの有効活用など図ってもらいたい。
○医療的ケア児が増えており、手厚いケアが必要だが、看護師の予算がない。緊急時のショートステイも必要。
○中等度の難聴では身体障害者手帳を取得できず、福祉サービスを受けられない。デシベルダウンをお願いしたい。
○難聴者にはファックスは必需品なので、助成対象とするように検討してもらいたい。
○インターネットを活用して、日常の必需品の給付対象を拡大してほしい。
○視覚障がい者に特化したデイサービスを実施してほしい。介護保険でデイサービスを利用して、障がいについての理解が得られず、退所し、ひきこもりになる例を聞いた。
○こちらから働きかけなくとも、利用できるサービスを教えてほしい。こんな時にはこういう手続きをする、サービスが使えるということがひと目でわかるフローチャートというか、「資源マップ」のようなものを作ってほしい。
○情報は口コミで手に入れることが多く、知らないとサービスも受けられない。誰もが同じように情報を入手して、サービスを受けられるようにしてもらいたい。
○児童対象のサービスは多いが、成人対象のサービスの選択肢が少ない。
○日中は生活介護事業所に通っているので、特に問題はないが、親戚が亡くなったり、突発的なことがあったときに対応に困る。

○安全・安心・災害対策

主な意見
○身体障がいがあるので、避難所まで行けるか不安。
○災害時の避難について、市から連絡が入るか、何を持っていけばよいか、どう準備するかわからない。
○避難所には居心地の悪さがある。身体障がいがあるので、避難所でトイレの支援など、どこまで対応してもらえるのか不安。
○避難所が遠い。近所の人も高齢で助けてもらいにくい。
○市の安心まちづくり室からメールがくるが、避難すべきか判断に迷う。
○聴覚障がいがあり、音がわからないため、災害の状況がわからない。トタンが飛んでも気づかなかった。
○避難所や福祉避難所に手話通訳の準備があるのか心配。
○地震、台風などの災害時、聞こえない人には状況がわからない。
○災害時に身近に手話通訳をしてくれる人がいない。市民にも手話を広げる必要があると思う。
○避難所で、手話通訳ができる人、もしくは聴覚に障がいがあることをわかってもらえる目印のようなものがあればと思う。
○聴覚に障がいがあるので、外出時に 119 番通報が難しい。細かな質問にも答えられない。
○災害時避難行動要支援者制度を知らない人が多い。
○視覚障がいがあるので、災害時に避難所には行けない。台風被害が心配だが、雨の日には移動できない。
○視覚障がいがあり、避難所のトイレの位置や構造がわからないと、避難所では暮らせない。
○福祉避難所があっても、一時避難所からの移動になる。福祉避難所は高齢者の介護施設と協定を結んでいるが、介護が必要な高齢者がいる施設で、障がいに応じた支援が受けられるのか心配。
○災害時の避難についても、家族がいるか、一人暮らしか、子供と同居かと、それぞれの事情が違う。個別支援計画を進めてもらいたい。
○視覚障がいがあるので、災害時に自分で被害の状況がわからない。以前、台風で店の看板が飛ばされたが、近所の人に言われるまでわからなかった。大雨でも、増水しているのか、水がどこまでできているのか、まったくわからない。近所で声かけしてもらえる仕組みがあれば。
○災害時の対応について盛んに自助が強調されているが、公助の果たすべき役割の後退は見直すべき。要支援者の災害時支援を具体化するには、視覚障がい者の家族構成（一人暮らしや家族がいる、あるいは近くに親せきがいるなど）や近隣の住民の協力の有無など、事情は個々に異なる。これを勘案した個別支援計画の策定を促進してもらいたい。
○視覚障がい者は避難所までたどりつけない、あるいは、避難所では暮らせない（白杖歩行の他人への迷惑、動線の確保、トイレ利用の困難さなど）との思いを持っている。スフィア基準や合理的配慮の具体化などの速やかな実施を要望する。

主な意見
○歩道上の点字ブロックについて、特に、かねてより要望しているが、例えば近鉄新田辺駅西口のブロックは老朽化しており、かつタイルと同色で弱視者も判別が困難であるなどの、緊急に改善を要望したい箇所が多い。また、市にも協力いただき実施している南部サテライト事業の会場への動線が車の往来が激しく危ないので、改善してほしい。
○鉄道駅からの視覚障がい者の転落事故が後を絶たない。ホームドアの設置、駅員不在時間の解消などを各事業者に働きかけてほしい。
○近鉄新田辺駅西口のバス乗り場の時刻表が高い位置で数字が小さく見えにくく、弱視者のみならず、介助者や高齢者も困っている。目の高さに引き下げ、数字も大きくしてほしい。
○特別支援学校は居住地から離れた場所にあるので、生徒がいるときに災害が発生したらどうなのか。引き渡し訓練はしたが、運用できるか不安はある。
○災害時に、家族が不在の場合、障がいのある子どもだけでは情報を得られない。ＩＴが進んでも、アナログでしか情報がわからない。
○避難勧告とか、避難指示とかいわれても、いつ、本当に避難しないといけないのか、危険の度合いがわからない。5段階で危険度が上がるごとに数字が上がるとか、赤、青、黄とか色で判断できるようにするとか、わかりやすくしてほしい。
○避難するとしても、いつもと違う状況のなかに置かれると落ち着かなくなる。敏感なので、みんながピリピリしていると、本人も情緒が不安定になる。
○子どもに障がいがあり、災害時に避難しようとはまず思わない。第一に、避難場所に指定されているところが自宅より安全とは思えない。避難したとしても、周りに迷惑をかける。ほかに避難している人も非常時で落ち着かないなかで、子どもは障がいの特性もあり敏感なので、落ち着いてはいられない。
○避難行動要支援者名簿は280人分作成していると聞いているが、民生委員の手元にはない。災害のときに急に渡されても、誰がどういう人なのか名簿からだけではわからない。しかし、事前にもらっても、名簿の管理ができない。避難行動要支援者名簿には、誰が助けるかまで記入しないといけないが、それも難しいと思う。

○ 保健・医療

主な意見
○通院、受付、会計の呼び出し、要約筆記者の派遣を広範囲にしてほしい。近隣は可能であるか。高度医療が必要になったとき、どこまで派遣が可能なのか。
○受付番号などの呼び出しをサイネージで示すなどしてほしい（大きな病院では行っている）。
○高齢者の視覚障がい者は多いと思われるが、高齢になると視覚以外にも身体に不調がでてくる。しかし、視覚障がいがあるので、血便など体調の変化を自分の目で確認することができない。
○視覚障がい者が受診や相談できる体制を充実してほしい。
○医療関係者にも障がいについて理解してもらいたい。障がいの特性を知ってもらえる医師でないとつかれない。医師だけでなく、スタッフの理解も必要。口コミに頼っているのが現状。知的障がいがあると、症状をうまく伝えられないので心配だ。

○ 移動・ユニバーサルデザインの推進

主な意見
○社会参加したいが、視覚障がいがあるので外出が困難。道路でいつもと違う場所に車が停まっていたり、買い物の際に棚にある商品の配列が変わっていると困る。
○興戸駅からはタクシーを利用するのが難しい。聴覚障がいがあるので、外出先からタクシーを呼ぶのは難しい。
○ガイドヘルパーの数が足りない。事前に予約していれば利用できても、急なことには対応してもらえない。命を預かる大事な仕事だが、報酬は低い。しかも、待機時間には報酬がないので、単純なパート労働のほうが収入になる。
○府でガイドヘルパーの募集、養成をしているが、市でも実施してもらいたい。
○視覚障がいがあり、駅のホームから転落したことが2度ある。対策を考えてもらいたい。
○身体障がい者にとって、道路と歩道の境目の段差が困る。改善が必要。
○公共施設で、車いす用のトイレがない。中央公民館は特に整備は必要。
○障がい者用駐車スペースに健常者の車が停まっており、困ることがある。
○他市のような循環バスがほしい。地域にそれぞれバスが走っておらず、駅が離れている上、バスの本数も減っているのが困る。
○道路点検活動が年1回あり、歩道や道路などの歩きづらさなどを伝え改善してもらっている。
○異性を介助する場合は障がい者用トイレを使うが、健常者が障がい者用トイレを着替えなどで長時間利用していることがあり、困ったことがある。

○ 福祉人材・ボランティアの確保

主な意見
○大学生など、若いボランティアを育成してもらいたい。
○シニア世代も働く人が増え、ボランティアが集まらなくなった。
○興味を持つ人を引き入れる取組が必要。
○活動を行ううえで必要なボランティアの確保が難しい。
○ボランティア団体の活動促進に援助してもらいたい。
○人手不足でサービスが受けられない。福祉人材の育成が必要。
○ヘルパー資格がない人でもボランティアができるように、気軽に支援できるような仕組みを考えてもらいたい。
○ボランティアは、自分から提案して活動するのではなく、依頼があったことに対して手助けする活動。待つ身なので、どういう要望があるのか、発信してもらわないとわからない。

○社会参加、教育、文化芸術活動・スポーツ等

主な意見
○視覚障がいの手帳所持者は市内で200人ほどだと思うが、市の行事に参加している人はどのくらいいるのか。どのようなサービスがあれば参加できるのか、調べてほしい。
○特別支援学校はバス通学が基本だが、バス停まで徒歩で来られない生徒もいる。通学バスのバス停の近くに送迎の自家用車を停められないこともあり、学校まで車で送迎する保護者もいる。一人で通学できない生徒の場合、送迎が保護者の負担になっている。市の施策として登校支援をしている自治体もある。
○移動支援も介助者不足でなかなか利用できないが、当事者が複数で映画を観にいくときなどには、マンツーマンの介助は要らない。一人や当事者だけで行くのは不安だというときに、見守ってくれる人がいればよいと思う。子どもは障がいがあっても、いつまでも親と一緒にいるは嫌がる。

○雇用・就業、経済的自立の支援

主な意見
○若い人には、生活できる賃金が得られるような就労の機会の確保と仕事上の支援をお願いしたい。
○苦手なこと、できないことを面接時にはっきり言って、できることをはっきりと伝えるようにしている。
○わからないことは聞く、困ったことは相談する、電話は出ない、用件は筆談など、社内でフォローはしてくれていた。障がいに対し、職場では理解はあった。
○一部で、IT企業などに就労している方もあるが、大多数の視覚障がい者にとって、いまだに、マッサージや鍼灸業がほとんど唯一の仕事であり、少ない収入、十分な営業活動ができないなどの実情にある。民間事業所での新たな就労機会の拡大に尽力していただきたい。
○京田辺市の障がい者雇用率を少なくとも常に満たしてほしい。また、就労後の業務上のサポート体制が充実してほしい。
○京田辺市から通勤・通学している視覚障がい者は、いつ事故に遭遇するか、明日は我が身と思っている方が多い。命を守るために、同行援護制度を適用してほしい。
○支援学級、支援学校の生徒が増えている。学校を卒業後、受け入れ事業所がないと困る。就労できる力につけることが大事。
○特別支援学校から努力して一般就労しても、リタイアする生徒もあり、その後が心配。学校とつながっていれば何とかすることもできるが、そうでなければわからない。卒業後のフォローが大切だと感じる。
○京田辺市の障がい者雇用率は2.5%と低い。身体障がい者だけでなく、知的障がいのある人も雇用してほしい。民間企業は目標を達成しなければペナルティがあるが、行政はない。障がい者雇用を進めてもらいたい。障がいの程度に応じて、できる仕事もある。

主な意見

- 市役所など公的機関で知的障がい者の就労を本腰を入れて取り組んでもらいたい。市役所で、掃除や社内メール便のような仕事はないのか。
- 福祉的就労以外の選択肢を増やせないか。支援があれば、一般就労できる人もいる。
- 「りあん」のようなところがほしい。外国資本のファーストフード店やコーヒーショップなどでは、聴覚障がい者が働いている。働く場の確保が必要。

○情報の利用しやすさ・コミュニケーション

主な意見

- 手話の普及を推進する条例を府が制定したが、コミュニケーション支援ができる職員がどの程度いるのか疑問。もっと充実してもらいたい。
- 市役所、銀行など職員では耳マークは浸透しているが、健常者にどのくらい浸透しているかはわからない。窓口で耳マークがあるところは対応してくれているが、病院など一人ひとりに時間をかけての対応は難しいと思う。
- 視覚障がい者は情報弱者。制度をよく知らない人もいるように感じる。

○相談支援体制全般について

主な意見

- 身体障害者手帳を新たに交付する際に、困っていることやニーズを相談員に聞いてもらうようすることはできないか。
- 民生委員に相談するといつても、近所の人に障がいを知られたくない人もいる。近所との関係も、地域差がある。民生委員は何をしてくれるのか、どんな仕事をしているのかわからない。
- 市の広報に民生委員の電話番号が載らなくなった。相談したい人が、わざわざ市に連絡して、民生委員の電話番号を教えてほしいと言うかどうか、疑問。個人情報保護というが、民生委員を引き受けた段階で、電話番号を公表することは承知している。
- 30歳代の障がいのある人が、事業所の都合で仕事を辞めることになった。どこに相談したらよいかわからず、ずっと家で引きこもっていたそうだ。たまたまその話を聞いたので移動支援を紹介した。どこに相談したらよいかわからず、家で何もせずにいる人もいるのではないか。そういう人にアプローチする方法はないのか。

○ その他

主な意見
○市の様々な施策を決める会議に当事者も含めてもらいたい。意見を聞いてもらいたい。そういう場で、当事者団体同士がつながれば、福祉活動も広がるのではないか。
○市役所でいろんな手続きをする必要があるが、作業が煩雑。担当課が違えば、同じような書類をそれぞれに、幾つも書かないといけないことがある。一枚の書類で、複数の部署で通用するようにできないのか。今は親が手続きをしているが、いずれは自分でするのかと、子どもも不安に感じている。
○将来の住居について、グループホームや入所施設以外の選択肢があれば。今は一般就労なので、自宅から通勤している。退職後はどうなるのか。親がいなくなれば、障がいのある子どもだけで一軒家は維持できない。市営住宅に入居できないのか。
○事業所がなくなり、親が亡くなつて一人になったとき、子どもがどうなるのか心配だ。

第3章 福祉サービスの提供状況

1 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス

年度			利用時間・日数（時間・人日）			利用人数（人／月）		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
訪問系サービス	居宅介護	実績値	2,789	2,608	2,739	136	142	135
		計画値	3,058	3,210	3,371	139	146	153
		実施率	91.2%	81.2%	81.3%	97.8%	97.3%	88.2%
	重度訪問介護	実績値	2,309	1,919	2,845	7	8	8
		計画値	1,683	1,767	1,855	10	11	12
		実施率	137.2%	108.6%	153.3%	70.0%	72.7%	66.7%
	行動援護	実績値	838	1,080	1,026	25	33	33
		計画値	838	922	1,014	29	31	35
		実施率	100.0%	117.1%	101.1%	86.2%	106.5%	94.3%
日中活動系サービス	同行援護	実績値	320	289	155	27	26	22
		計画値	323	340	367	26	29	32
		実施率	99.1%	85.0%	42.2%	103.8%	89.7%	68.8%
	重度障害者等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
		計画値	0	0	0	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生活介護	実績値	2,241	2,240	2,355	123	125	129
		計画値	2,386	2,529	2,681	128	137	147
		実施率	93.9%	88.6%	87.8%	96.1%	91.2%	87.8%
日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練)	実績値	0	4	0	0	1	0
		計画値	0	0	0	0	0	0
		実施率	0.0%	400.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	自立訓練 (生活訓練)	実績値	68	33	52	7	5	6
		計画値	46	44	43	3	3	3
		実施率	147.8%	75.0%	120.9%	233.3%	166.7%	200.0%
	就労移行支援	実績値	174	246	178	28	29	16
		計画値	307	326	336	14	15	16
		実施率	56.7%	75.5%	53.0%	200.0%	193.3%	100.0%
日中活動系サービス	就労継続支援(A型)	実績値	349	443	394	23	22	22
		計画値	516	536	558	24	25	26
		実施率	67.6%	82.6%	70.6%	95.8%	88.0%	84.6%
	就労継続支援(B型)	実績値	2,098	2,247	2,188	137	153	160
		計画値	2,243	2,288	2,334	115	118	120
		実施率	93.5%	98.2%	93.7%	119.1%	129.7%	133.3%
	就労定着支援	実績値				5	7	3
		計画値				5	6	7
		実施率				100.0%	116.7%	42.9%
日中活動系サービス	療養介護	実績値				8	8	8
		計画値				6	6	5
		実施率				133.3%	133.3%	160.0%
	短期入所	実績値	245	245	239	83	90	74
		計画値	221	232	243	78	82	86
		実施率	110.9%	105.6%	98.4%	106.4%	109.8%	86.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

年度			利用人数(人／月)		
			H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	実績値	57	59	59
		計画値	54	54	55
		実施率	105.6%	109.3%	107.3%
	施設入所支援	実績値	35	35	36
		計画値	34	34	33
		実施率	102.9%	102.9%	109.1%
自立生活援助	自立生活援助	実績値	0	1	1
		計画値	0	0	1
		実施率	0.0%	100.0%	100.0%
	利用人数(人／年)				
	計画相談支援	実績値	333	346	329
		計画値	305	320	336
		実施率	109.2%	108.1%	97.9%
相談支援	地域移行支援	実績値	1	2	0
		計画値	1	0	1
		実施率	100.0%	200.0%	0.0%
	地域定着支援	実績値	1	2	2
		計画値	2	2	2
		実施率	50.0%	100.0%	100.0%

年度			利用量(人日)		利用人数(人／月)		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)
障がい児福祉サービス	児童発達支援	実績値	437	532	528	90	120
		計画値	387	416	446	92	102
		実施率	112.9%	127.9%	118.4%	97.8%	117.6%
	医療型児童発達支援	実績値	112	23	2	12	4
		計画値	49	38	30	16	23
		実施率	228.6%	60.5%	6.7%	75.0%	17.4%
	放課後等デイサービス	実績値	1,066	1,475	1,509	204	255
		計画値	1,280	1,712	2,290	226	304
		実施率	83.3%	86.2%	65.9%	90.3%	83.9%
	保育所等訪問支援	実績値	4	7	13	4	7
		計画値	2	3	5	2	3
		実施率	200.0%	233.3%	260.0%	200.0%	233.3%
	居宅訪問型児童発達支援	実績値	0	5	3	0	1
		計画値	1	1	1	1	1
		実施率	0.0%	500.0%	300.0%	0.0%	100.0%
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人／年)	実績値				0	0
		計画値				1	1
		実施率				0.0%	0.0%
	障害児相談支援(人／年)	実績値				415	545
		計画値				408	528
		実施率				101.7%	103.2%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

第4章 京田辺市における課題

1 京田辺市における課題と基本的な視点

〈1〉 障がいのある人への理解の促進

アンケート調査では、差別や偏見を感じたことがある割合（「よくある」と「たまにある」の合計）は、全体の29.1%、知的障がいのある人の54.9%、精神障がいのある人の43.6%となっていますが、前回調査時（「ある」と「少しある」の合計）よりも低下しています。講演会や人権週間等の啓発を通じた活動の成果が表れてきています。差別や偏見を感じた場所は学校や職場などのほか、身体障がいのある人や知的障がいのある人は、地域の行事やお店、交通機関の割合が高く、引き続き障がいのある人への理解を進める取組が求められます。

ヒアリング調査では、理解を深めるために子どものころからの教育や交流が大切という意見がある一方で、特別支援学校と地域の学校との交流が形式的になっているという声がありました。

また、ボランティアの高齢化や新規参加者の減少が課題となっており、障がいのある人の社会参加を進める上でも、ボランティア人材の確保が必要です。外見では障がいがあるとわからないものの、支援や見守りが必要な人に対しては、ヘルプマークが効果的との意見もあり、ヘルプマークの周知・啓発が必要です。

アンケート調査では、成年後見制度の認知度について、前回調査と比べると「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」割合が増加しており、内容の周知が求められます。

〈2〉 地域での生活の支援

アンケート調査結果では、福祉サービスの利用について、移動支援が「現在利用している」、「利用を希望したが、利用できなかった」でともに高い割合となっており、ニーズに応じて充足させていくことが必要です。身体障がいのある人と知的障がいのある人は、短期入所（ショートステイ）も同様に高くなっています。施設入所支援は精神障がいのある人で「利用できなかった」割合が高くなっています。地域生活への移行が進められているなかで、依然として施設入所のニーズは高く、地域移行の難しさが伺えます。

一方、居宅介護や相談支援、日中一時支援等は、「現在利用している」割合が高いものの、「利用できなかった」は低く、ニーズは満たしていると思われます。充足しているサービスと、そうでないサービスの違いが表れています。

移動支援については、ヒアリング調査でもニーズが高く、ガイドヘルパーが不足しているため思うように利用できないという声があり、人材確保が求められます。

また、アンケート調査では、医療を受ける際に困っていることについて、知的障がいのある人の40%近くが障がいが理由で受けにくい診療科があるとしています。ヒアリング調査でも、医師だけでなくスタッフも含めて障がいに理解がないと受診しにくいという声があり、医療従事者に対し障がいへの理解を求めていくことが必要となっています。

〈3〉 ライフステージに応じた環境づくり

ヒアリング調査の中で、障がいのある子どもの教育について、中学卒業後の進路に悩む保護者の不安解消と将来への展望を持ってもらうため、特別支援学校と地域の学校とのさらなる交流が必要という意見がありました。また、特別支援学校への通学支援を求める声や、医療的ケア児の増加に対して看護師の確保が難しいという声もあり、障がいのある子どもの教育のさらなる充実が求められています。

アンケート調査では、会社などで働き、退職した経験がある人の退職理由について、知的障がいのある人や精神障がいのある人は、周囲の理解や配慮が得られなかつたり、周囲とのコミュニケーションがうまくとれなかつたことを理由に挙げる人が多く、職場での理解や支援のあり方が課題となっています。

ヒアリング調査では、知的障がいのある人の一般就労の受け入れ先の確保や、特別支援学校卒業後に就職した人のアフターフォローが必要という意見があり、就労先の確保と継続的な就労の支援が課題となっています。公共施設での単純作業や、コミュニティカフェ等での就労の希望も多くなっています。障がいに応じて様々な業種で働くよう、可能性を広げることが求められます。

ヒアリング調査では、障がいのある人の社会参加について、市の行事やイベントの情報が障がいのある人には伝わりにくいという声や、ガイドヘルパーが不足しているため外出できないという声が多く、伝わりやすい情報提供の仕組みづくりや、社会参加を進めるための支援が求められます。

〈4〉 安心して暮らせる社会の実現

ヒアリング調査によると、視覚障がいのある人が駅のホームから転落した経験があるとして、対策を求める声がありました。道路の段差の解消や障がい者用トイレの整備、点字ブロックの改修を求める声などもあり、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進が必要です。

アンケート調査で、災害時の避難について、避難所に避難することに6割近くがためらいを感じているという結果が表れています。特に、知的障がいのある人では7割を超えています。ヒアリング調査でも、状況を理解できず、周囲に迷惑をかけることを心配する声がありました。身体障がいのある人は、避難所への移動やトイレなどの設備に不安を感じているほか、視覚障がいのある人は災害の状況や避難所の様子が把握できないなどの理由から、自宅にいるほうが安全と考えている人が多いという声がありました。障がいの内容によって、困難と感じることに違いがあるため、障がいの特性に応じて安全に避難できる仕組みづくりが必要です。

2. 第4期京田辺市障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人が安心して、 自分らしく暮らしていけるまち

障害者基本法第1条に規定されている通り、障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があるとされています。

本市においても、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持って生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしています。

また、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会を確保するとともに、必要な情報を得られ、その意思を伝えることができ、暮らし方を自ら選択できるよう支援することも求められています。それぞれのライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携をとりながら、総合的に施策を展開することで、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざします。

SDGs のアイコンの掲載について

本市の障害者基本計画では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げる SDGs の目標達成に貢献できるように取組を進めます。第2章の各施策において、SDGs の目標に関連する主なアイコンを掲載しています。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



SDGsの17の目標

1 : 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 : 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 : すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

4 : 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 : ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の強化を行う。

6 : 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

8 : 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 : 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の不平等を是正する。

11 : 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 : つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

13 : 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 : 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 : 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 : 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 : パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

（資料：「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」外務省国際協力局）

2 施策体系

基本理念

すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち

第4期京田辺市障害者基本計画

基本方針Ⅰ 障がいのある人への理解の促進

～啓発、交流、権利擁護～

1. 障がいを理由とする差別の解消
2. 福祉教育の推進
3. 障がい福祉に関わる団体などへの支援
4. 権利擁護の推進

基本方針Ⅱ 障がいのある人を支える地域の体制づくり

～サービス利用支援、保健・医療～

1. 在宅福祉サービスの充実
2. 地域生活支援拠点等の整備
3. 保健・医療の充実

基本方針Ⅲ ライフステージに応じた環境づくり

～療育・保育・教育・就労～

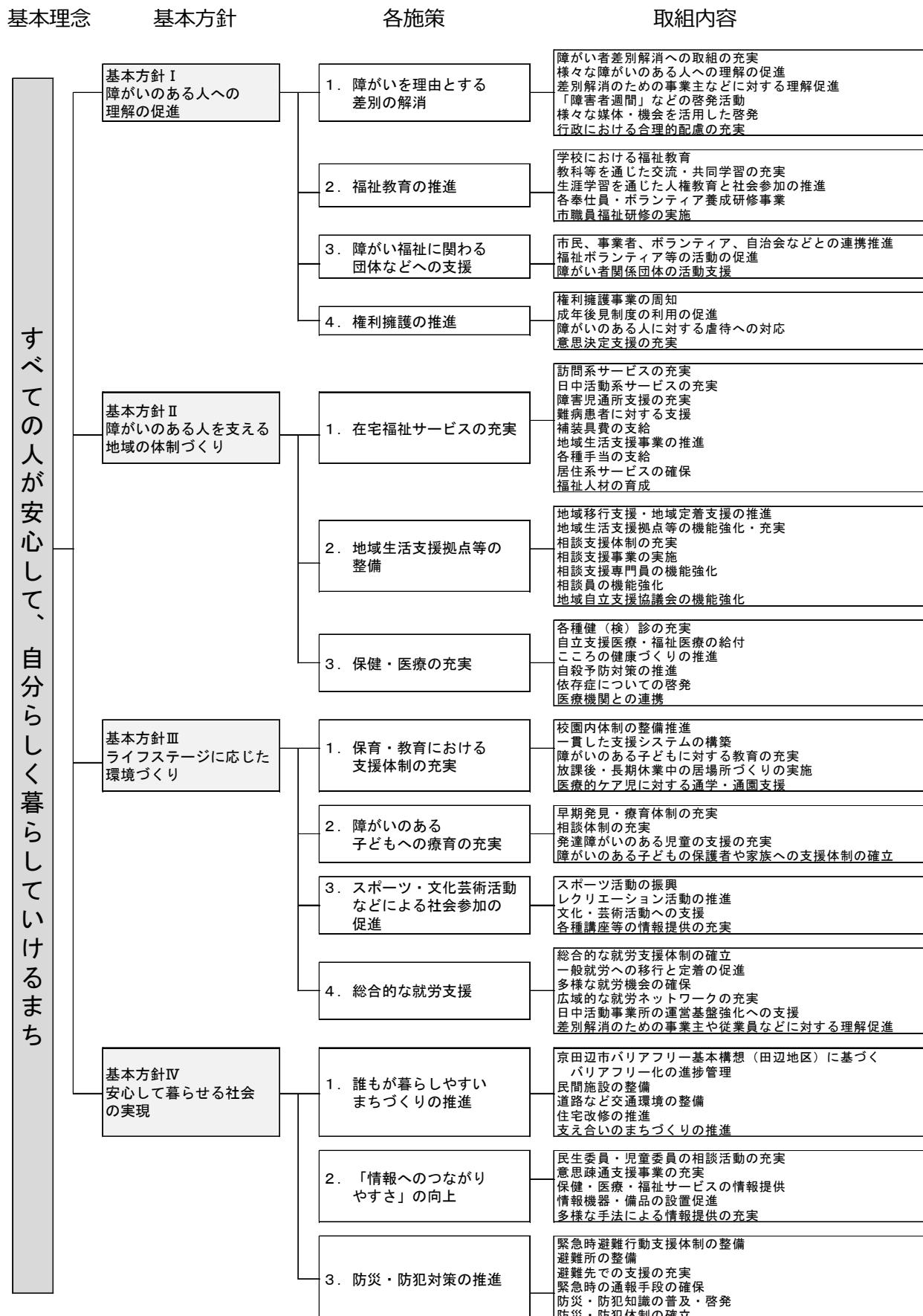
1. 保育・教育における支援体制の充実
2. 障がいのある子どもへの療育の充実
3. スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進
4. 総合的な就労支援

基本方針Ⅳ 安心して暮らせる社会の実現

～防災・生活環境～

1. 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
2. 「情報へのつながりやすさ」の向上
3. 防災・防犯対策の推進

第4期京田辺市障害者基本計画体系図



第2章 施策の展開

基本方針 I 障がいのある人への理解の促進

《1》障がいを理由とする差別の解消

◆今後の方針◆



社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないよう、市民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取組を推進します。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	内 容
障がい者差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none">○「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。○「障害者差別解消法」の趣旨・目的などに関する周知・啓発に取り組みます。また、対応要領や国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。○雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。
様々な障がいのある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」についての啓発を進めます。○発達障がい等、様々な障がいのある人の障がい特性や、必要な配慮に関する周知を図り、市民の理解の促進を図ります。○ヘルプマーク等、障がいのある人についての様々なマークの周知・啓発を図り、外見からわからない障がいのある人が必要な配慮や援助が受けられる取組を進めます。

主 な 施 策	
施策名	差別解消のための事業主などに対する理解促進
内 容	○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、合理的な配慮を徹底するとともに、事業主、商店主、区・自治会などへ啓発を積極的に行います。
施策名	「障害者週間」などの啓発活動
内 容	○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「障害者雇用支援月間（9月）」など、市民が障がい者福祉に関心を持ちやすい時期に、各種啓発活動を展開し障がいのある人の理解に関する意識の向上を図ります。
施策名	様々な媒体・機会を活用した啓発
内 容	○広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用し、啓発に努めます。
施策名	行政における合理的配慮の充実
内 容	○障害者差別解消法に関する京田辺市職員対応要領に基づき、必要な研修を行うとともに、合理的配慮の提供を進めます。

《2》福祉教育の推進

◆今後の方針◆



各学校・家庭・地域などにおいて、すべての人が障がいのある人の人権や福祉について学ぶ機会を増やし、障がいの有無に関わらず、ともに育つことができる場の充実を図ります。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	学校における福祉教育
内 容	<ul style="list-style-type: none">○学校における人権学習・福祉教育の充実を図り、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現をめざします。○障がいの有無に関わらず、様々な児童・生徒がふれあい、ともに活動する機会を積極的に設けていきます。
施策名	教科等を通じた交流・共同学習の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none">○教科、総合的な学習の時間や特別活動などにおいて、交流・共同学習や体験学習の充実を図るなど、すべての子どもが障がいについて理解を深めるための学習を進めています。
施策名	生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人を含めたすべての市民の人権について、正しい理解と認識を深めるとともに、社会参加支援につながる多様な学習機会の充実を図ります。
施策名	各奉仕員・ボランティア養成研修事業
内 容	<ul style="list-style-type: none">○聴覚に障がいのある人への理解の促進と交流を目的に、地域で日常会話程度の手話や要約筆記の技術を習得した人材の養成・研修を図るとともに、手話通訳者・要約筆記者へステップアップする人材の育成に努めています。○文字による情報の取得が困難な視覚に障がいのある人へ情報発信を行うため、点訳や朗読に携わる人材の養成・研修に努めています。
施策名	市職員福祉研修の実施
内 容	<ul style="list-style-type: none">○障がい者福祉や障がい者理解の促進を図るため、福祉研修を開催するとともに、各関係機関主催の研修会への参加案内を行います。

《3》障がい福祉に関わる団体などへの支援

◆今後の方針◆



ボランティア団体や障がい者関係団体などの活動の育成・支援に努めます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	内 容
市民、事業者、ボランティア、自治会などの連携推進	○地域福祉の視点に基づき、市民や事業者、ボランティア、区・自治会、社会福祉協議会、自立支援協議会、市が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい者福祉を推進します。
福祉ボランティア等の活動の促進	○社会福祉協議会において、各種ボランティアの養成、相談、登録、紹介などによって、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。
障がい者関係団体の活動支援	○障がい者福祉について理解を深めるために、障がい者関係団体が行う啓発活動を支援します。 ○ボランティア団体や障がい者団体の活動に対する育成・支援に努めます。

《4》権利擁護の推進

◆今後の方針◆



障がいのある人が自らの意思に基づいて生活し、権利が守られるように、必要な制度やサービスを周知啓発するとともに、適切な利用を支援します。

障がいのある人への虐待を防止するとともに、家族や介護者を支援します。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	権利擁護事業の周知
内容	○知的、精神に障がいのある人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、社会福祉協議会が行う相談や金銭管理サービスなどの権利擁護事業を周知します。
施策名	成年後見制度の利用の促進
内容	○知的、精神に障がいのある人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知・理解の促進に努めます。また、成年後見制度を適切に利用できるよう、必要な経費について助成します。 ○中核機関において、他課と連携し、成年後見制度についての広報・啓発や、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能を充実させます。 ○成年後見制度を安心して利用できるよう、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備します。
施策名	障がいのある人に対する虐待への対応
内容	○障がいのある人に対する虐待の発生を未然に防ぐよう、市民や施設への啓発を進めます。 ○障がいのある人に対する虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する情報を周知し、迅速な対応をしていきます。
施策名	意思決定支援の充実
内容	○意思決定支援ガイドラインの啓発等、障がいのある人の意思を尊重し、自己決定を尊重するための必要な支援に取り組みます。

基本方針Ⅱ 障がいのある人を支える地域の体制づくり

《1》在宅福祉サービスの充実

◆今後の方針◆



障がいのある人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるように、暮らしの場の確保と福祉サービスの充実に取り組みます。

医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいのある人などが、必要な支援を受けながら生活できるように体制の構築に努めます。

◆基本的な施策◆

主な施策	
施策名	内容
訪問系サービスの充実	○居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに障がいの状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、質の向上を図ります。
日中活動系サービスの充実	○障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、短期入所などの充実を図ります。 ○医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人にも、創作・生産活動ができる日中活動の場の確保に努めます。
障害児通所支援の充実	○障がいのある子どもが、身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援などの質の確保及びサービスを提供する事業所の確保に努めます。 ○重症心身障がい児や医療的ケア児の実態とニーズ把握に努めます。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に努めます。
難病患者に対する支援	○難病（特定疾患）患者に対して、様々な症状に応じて必要な福祉サービスの提供や福祉用具の給付などに努めます。

主 な 施 策	
施策名	補装具費の支給
内 容	○障がいのある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするため、補装具費の支給の充実及び普及促進に努めます。
施策名	地域生活支援事業の推進
内 容	○地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。
施策名	各種手当の支給
内 容	○特別障害者手当のほか、各種手当を本人または養育者に支給し、在宅で生活する障がいのある人・児童の福祉の増進を図ります。
施策名	居住系サービスの確保
内 容	○障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム（共同生活援助）の充実を図ります。
施策名	福祉人材の育成
内 容	○相談支援専門員の研修、権利擁護（虐待防止等）に関する研修を行うことにより、福祉人材の育成、専門性の向上を図ります。

《2》地域生活支援拠点等の整備

◆今後の方針◆



障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域生活支援拠点等の充実を図るとともに、障がいのある人の相談に対応する体制の強化に努めます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	内 容
地域移行支援・地域定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助などを活用し、障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について引き続き取り組みます。○福祉施設入所者や入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行を支援します。
地域生活支援拠点等の機能強化・充実	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談・体験の場・緊急時の受け入れ対応・専門性・地域の体制づくり機能を有した地域生活支援拠点等の整備を進めます。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○基幹相談支援センターを軸とした市内の相談支援体制の構築を進めるとともに、一般的な相談支援としての、市町村相談支援事業の機能充実を図ります。○市内の指定特定相談支援事業所との連携強化及び人材育成等、様々な課題に対応した相談が提供できる仕組みづくりを行います。○精神に障がいのある人や家族の相談に包括的に応じられるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
相談支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">○障がい福祉サービスを利用する者(児)に対して、支給決定または支給決定変更においてサービス利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行う計画相談支援を実施します。
相談支援専門員の機能強化	<ul style="list-style-type: none">○相談支援員を対象とした研修を実施し、様々な相談機会において、どの支援員が相談を受けても迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、支援員の質の向上を図ります。

主 な 施 策	
施策名	相談員の機能強化
内 容	<p>○障がいのある人の地域における身近な相談支援を充実するために、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員と連携を図っていきます。</p> <p>○身体障がい者相談員や知的障がい者相談員の活動に対して、必要な情報提供を行うなどの支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。</p>
施策名	地域自立支援協議会の機能強化
内 容	<p>○地域生活を送る障がいのある人（児童）及び家族、それを支援していく関係団体や福祉サービス事業所、関係行政機関等がネットワークを構築し、地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくための支援などを協議・検討する自立支援協議会の活動の一層の活性化を支援します。</p>

《3》保健・医療の充実

◆今後の方針◆



疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、体制の整備に取り組みます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	内 容
各種健（検）診の充実	<ul style="list-style-type: none">○妊産婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、疾病の予防や早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくように努めるとともに、生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健（検）診の受診を推進し、実施後の指導体制の整備を図ります。○健（検）診実施後の特定保健指導の充実を図ります。
自立支援医療・福祉医療の給付	<ul style="list-style-type: none">○18歳以上の身体に障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）と、18歳未満の児童においては自立支援医療（育成医療）の給付を行います。また、精神に障がいのある人においては、自立支援医療（精神通院）を受給できるように京都府と連携を図ります。○重度障がいのある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○医療機関、関係機関との連携を強化し、こころの健康づくりを推進します。○こころの健康に関する相談事業の周知を図ります。
自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○自殺予防の相談専用回線による電話相談を継続実施するとともに、相談事業の充実を図ります。○ゲートキーパー養成研修会等を開催するなど、自殺予防対策に関する人材の育成を図ります。
依存症についての啓発	<ul style="list-style-type: none">○アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、理解促進を図ります。

主 な 施 策	
施策名	医療機関との連携
内 容	<p>○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や保健所・訪問看護ステーションなどと連携を図ります。</p> <p>○適切な医療・リハビリテーションを受けることができるよう情報提供に努めます。</p>

基本方針Ⅲ ライフステージに応じた環境づくり

《1》保育・教育における支援体制の充実

◆今後の方針◆



障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制を整備します。

◆基本的な施策◆

主な施策	
施策名	内容
校園内体制の整備推進	<ul style="list-style-type: none">○学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会など校内体制の充実を図り、組織的で計画的な支援を進めます。○幼稚園・保育所等において、障がいのある児童を受け入れて、就学前教育・保育を提供します。○通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒を対象に、通級指導教室の積極的な利用や、特別支援教室構想等を踏まえ、個人に応じた適切な指導・支援の充実に努めます。
一貫した支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none">○幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校、特別支援学校や関係機関と連携した早期からの就学相談と就学指導を行い、支援ファイルや個別の移行シートなどを活かした、保護者、学校、園、関係機関等が連携した継続的な支援体制の構築をめざします。
障がいのある子どもに対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある子どもに対する支援については、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズ等に応じた、日常の指導に活用できる「個別指導計画」等を作成し、具体的な教育目標や内容の明確化と適切な評価による指導改善に努めます。○指導方針、内容についての保護者との共通理解を図り、効果的な指導を進めます。

主　な　施　策	
施策名	放課後・長期休業中の居場所づくりの実施
内　容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後等ディサービスなど、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努めます。 ○障がいのある子どもの放課後や夏休みなどの長期休業における居場所及び日中活動の場の確保を図るため、地域生活支援事業における日中一時支援事業を実施します。また、放課後の各小学校区における事業等での受け入れを図ります。 ○障がいの有無に関わらず、子どもやその保護者が一緒に集まり、交流を図ることができるような活動や取組を支援します。
施策名	医療的ケア児に対する通学・通園支援
内　容	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育所等において、医療的ケア児が適切に保育を受けられるように、看護師の配置等、必要な支援を行います。 ○学校において、医療的ケア児が適切に教育を受けられるように、看護師の配置等、必要な支援を行います。 ○医療的ケア児の支援のため、保健・医療・保育・教育・福祉等の関係機関が協議する場を設置します。

《2》障がいのある子どもへの療育の充実

◆今後の方針◆



障がいのある子どもや家族が身近な地域において、必要な支援や福祉サービスを利用できるよう、体制の整備を進めます。

障がいのある子どもや保護者の相談に応じる体制の充実に取り組みます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	早期発見・療育体制の充実
内 容	○子どもの発達の節目において集団健診などを行い、障がいの早期発見に努め、治療、療育につなげます。また、個別支援を取り入れ、よりきめ細かな対応に努めます。
施策名	相談体制の充実
内 容	○乳幼児の発達検査と保護者や家族からの相談、日常生活指導をわかりやすい内容で実施するほか、必要に応じて関係機関の紹介などを行います。 ○家庭児童相談室・児童相談所・保健所や関係機関などとの連携を強化し、子どもの養育、虐待をはじめ様々な相談に迅速に対応できるよう、体制の充実に努めます。
施策名	発達障がいのある児童の支援の充実
内 容	○教育・保育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
施策名	障がいのある子どもの保護者や家族への支援体制の確立
内 容	○障がいのある子どもの保護者や家族に対して、妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための支援体制の確立に向け、関係各課・機関と連携します。 ○発達障がいのある子どもの保護者に対する支援体制の構築に取り組みます。

《3》スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進

◆今後の方針◆



障がいのある人がスポーツや文化芸術活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	内 容
スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none">○障がい者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、年齢や障がい特性に関わらず、障がいのある人が充実感や生きがいを感じるとともに、市民交流を図ることができるよう機会の提供に努めます。○スポーツイベントや大会に障がいのある人が参加できるよう、障がい特性に配慮した情報発信を工夫するとともに、障がいのある人が参加しやすいように移動手段などの支援に努めます。○障がい者スポーツの発展と普及をめざして、専門的な知識や技術を有する障がい者スポーツ指導員を養成するとともに、障がいのある人のニーズに応じた身近なスポーツ教室等を開催するなど、日常的なスポーツ活動を支援します。○社会体育施設では、障がいのある人がスポーツに親しめるようバリアフリー化を図るとともに、用具を充実させ、安全にスポーツに取り組める環境づくりに努めます。
レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人と市民が、ともに参加・交流できる「京田辺市障がい者スポーツ大会（友遊フェスタ）」の開催を支援します。○「サマースクール」や「卓球バレー」などの活動に対し、支援体制の充実やボランティアの育成を図ります。
文化・芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。
各種講座等の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人が文化活動やスポーツに参加できるよう、講座や催しの開催案内について、障がい特性に応じた情報提供を工夫します。

《4》総合的な就労支援

◆今後の方針◆



障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。

市内企業に対し、障がい者雇用についての理解を促すとともに、関係機関が連携し、障がい者雇用の拡大と働きやすい環境づくりをめざします。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	総合的な就労支援体制の確立
内 容	○福祉、教育、医療などから雇用への一層の推進のため、職場実習・雇用・職場定着までの一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携の緊密化を図ります。
施策名	一般就労への移行と定着の促進
内 容	○障がいのある人の雇用に積極的な企業の掘りおこしを行うとともに、障がいのある人を雇用している企業・業者の事例を紹介するなど、障がい者雇用に関する理解を深めます。 ○一般就労への定着を促進するために、就労の場において個別の障がい特性や課題について理解が深まるよう、就労が継続している例を紹介するなど企業に啓発していきます。 ○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援・就労継続支援事業所とハローワーク・商工会・企業との連携を強化します。
施策名	多様な就労機会の確保
内 容	○障がいの特性に応じた多様な働きの場の確保に努めます。 ○障がいのある人の自立や一般企業等への就職につなげるため、市役所において、一定の期間、就労の経験を積む場を提供する「障がい者職場実習・わんすてっぷ雇用事業」など、就労支援機関等と連携し、就労支援に努めます。 ○田辺公園拡張整備事業における農福連携も含め、障がいのある人の働きの場の確保・拡大に努めます。
施策名	広域的な就労ネットワークの充実
内 容	○支援学校や特別支援学級に通う生徒の保護者や教諭だけでなく、ハローワークや商工会、事業所など、就労に関わる関係機関等が連携する広域的な就労ネットワークの一層の強化に努めます。

主　な　施　策	
施策名	日中活動事業所の運営基盤強化への支援
内　容	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し数値目標を定め、福祉施設からの製品の購入について毎年実績を公表します。 ○障害者施設製品の販売促進のため、ホームページによる情報発信や障害者施設製品販売ネットワーク（「ゆう」）の一層の活性化、新商品の開発などの支援を行います。
施策名	差別解消のための事業主や従業員などに対する理解促進
内　容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主や従業員などへの積極的な啓発に努めます。

基本方針Ⅳ 安心して暮らせる社会の実現

《1》誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

◆今後の方針◆



障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境整備を進めます。

障がいの有無に関わらず、ともに地域で役割を持って活躍できる地域共生社会の実現をめざします。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	京田辺市バリアフリー基本構想（田辺地区）に基づくバリアフリー化の進捗管理
内 容	○公共施設のバリアフリーを進めるにあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や京田辺市バリアフリー基本構想の方針に基づき、ユニバーサルデザインを意識した施設となるよう改修を進めます。
施策名	民間施設の整備
内 容	○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、京都府福祉のまちづくり条例の基準に合わせた民間施設のバリアフリー化が進むよう、京田辺市福祉のまちづくり推進事業を活用し、整備・改善を支援していきます。
施策名	道路など交通環境の整備
内 容	○高齢者や障がいのある人などの歩行の安全を確保し、事故を防止するため、バリアフリー基本構想の法の基準を遵守して整備を進めます。 ○社会福祉協議会などと連携し、道路における危険箇所などの把握を図っていきます。
施策名	住宅改修の推進
内 容	○障がいのある人が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送れるよう、住宅改修の支援を行います。 ○京田辺市重度障害者等日常生活用具給付に関する住宅改修の対象要件の拡大を図ります。
施策名	支え合いのまちづくりの推進
内 容	○共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、地域でつながりを持ち、地域とともに創ることができるよう社会参加の促進に努めます。

《2》「情報へのつながりやすさ」の向上

◆今後の方針◆



障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報機器の活用や情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティの向上を推進します。

様々な情報提供やコミュニケーションを支援する人材の育成・確保等を図り、意思疎通支援の充実を図ります。

「京都府言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人といい人が支え合う社会づくり条例」の普及・啓発に努めるとともに、聴覚に障がいのある人について理解を深める学習機会の提供に取り組みます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	民生委員・児童委員の相談活動の充実
内 容	○市内の各地域において、障がいのある人の相談や個別援助活動を行っている民生委員・児童委員に対して、必要な情報の提供を行うなど、連携を深めます。
施策名	意思疎通支援事業の充実
内 容	○障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・朗読などのボランティア活動を支援します。 ○手話通訳者・要約筆記者の技術の向上に努めるとともに、派遣範囲の拡大を図ります。
施策名	保健・医療・福祉サービスの情報提供
内 容	○障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉に関する情報提供のため、京都府が作成する「障害者福祉のてびき」の周知を図るとともに広報紙や市ホームページなどを活用し、必要な情報提供を行います。 ○視覚に障がいのある人に対して、特性に応じた資料の作成に努めます。
施策名	情報機器・備品の設置促進
内 容	○聴覚や視覚に障がいのある人との意思疎通を円滑に行うため、情報・コミュニケーション機器の貸し出しを行うとともに機器の充実を図ります。
施策名	多様な手法による情報提供の充実
内 容	○年齢や障がい特性に応じ、様々な媒体を使用した情報発信を行います。 ○視覚に障がいのある人への配慮として、市広報紙の音声（CD）版を発行します。 また、市広報紙・ホームページ・SNSなど様々な広報媒体を活用して、行政情報などを発信し、障がいのある人が必要な情報を入手できるよう工夫に努めます。

《3》防災・防犯対策の推進

◆今後の方針◆



災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、安心して避難ができる体制の整備を進めます。

障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を進めます。

◆基本的な施策◆

主 な 施 策	
施策名	緊急時避難行動支援体制の整備
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者登録制度に基づき、区・自治会や民生委員・児童委員、自主防災組織などと連携し、災害時の避難誘導や安否確認等を円滑に実施するための取組を引き続き推進します。○避難困難者に対しても、適切な情報提供や必要な支援が行われるよう地域支援体制等の構築に努めます。
施策名	避難所の整備
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、避難所などにおいて障がいのある人が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援が受けられるよう、障がいのある人の声を活かし、必要な体制の整備を促進します。○障がいのある人が安全・安心に避難生活を送れるよう福祉避難所の指定を増やすとともに、可能な限り早く元の生活に戻ることができますように努めます。
施策名	避難先での支援の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難所の運営にあたっては、障がい特性に応じた配慮がなされるように市が策定した避難所運営マニュアルに基づく、地域マニュアルの作成を支援します。
施策名	緊急時の通報手段の確保
内 容	<ul style="list-style-type: none">○地震や気象警報などの防災情報伝達の手段として、防災メールやFAX番号の登録を推進します。○障がいのある人が消防車や救急車を要請する通報手段として、緊急通報装置が活用されるように周知を図ります。○音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのWeb機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるNET119緊急通報システムを運用します。

主 な 施 策	
施策名	防災・防犯知識の普及・啓発
内 容	○広報京たなべ・市のホームページへの掲載や講演会などで、障がいのある人への防災・防犯に関する知識・情報の提供や啓発を行います。
施策名	防災・防犯体制の確立
内 容	○区・自治会などを核とした自主防災組織やボランティアの育成に努め、防災訓練や緊急時の対応に備えます。 ○障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の啓発や関係機関・団体と連携し、地域における防犯体制の強化を進めます。

3. 第6期京田辺市障害福祉計画

第1章 第5期計画の実績

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

月平均利用時間、月平均利用人数

年度	実績値	利用時間（時間）			利用人数（人／月）		
		H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
居宅介護	実績値	2,789	2,608	2,739	136	142	135
	計画値	3,058	3,210	3,371	139	146	153
	実施率	91.2%	81.2%	81.3%	97.8%	97.3%	88.2%
重度訪問介護	実績値	2,309	1,919	2,845	7	8	8
	計画値	1,683	1,767	1,855	10	11	12
	実施率	137.2%	108.6%	153.3%	70.0%	72.7%	66.7%
行動援護	実績値	838	1,080	1,026	25	33	33
	計画値	838	922	1,014	29	31	35
	実施率	100.0%	117.1%	101.1%	86.2%	106.5%	94.3%
同行援護	実績値	320	289	155	27	26	22
	計画値	323	340	367	26	29	32
	実施率	99.1%	85.0%	42.2%	103.8%	89.7%	68.8%
重度障害者等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点の実績値より見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 居宅介護：利用人数は、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて増加しましたが、令和2年度（2020）に減少しています。利用時間は、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて減少しましたが、令和2年度（2020）には増加しています。
- 重度訪問介護：いずれの年度も、利用人数の実績値は計画値よりも下回っていますが、利用時間は計画値を上回っています。令和2年度（2020）の実績値は計画値の153.3%となっています。
- 行動援護：令和元年度（2019）は、利用人数、利用時間とともに実績値が計画値を上回っています。令和2年度（2020）の決定人数は33人で、平成30年度（2018）より8人増加しています。
- 同行援護：利用人数、利用時間とともに年々減少しており、令和元年度（2019）、令和2年度（2020）は実績値が計画値を下回っています。令和2年度（2020）は新型コロナウィルス感染拡大による緊急事態宣言等により、外出を控えた影響もあると考えられます。
- 重度障害者等包括支援：いずれの年度も利用実績はありません。

◇サービスの評価と今後の課題◇

重度訪問介護について、利用人数はあまり伸びていませんが、令和2年度（2020）の利用時間が前年度より大きく伸びているため、今後のニーズを見越した支給量の確保が求められます。

行動援護の利用人数が増加しており、今後もニーズの増加が予想されます。必要なサービスが適切に提供できるよう、体制の整備が必要です。

（2）日中活動系サービス

月平均利用日数、月平均利用人数

年度	利用日数（人日）			利用人数（人／月）		
	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
生活介護	実績値	2,241	2,240	2,355	123	125
	計画値	2,386	2,529	2,681	128	137
	実施率	93.9%	88.6%	87.8%	96.1%	91.2%
自立訓練（機能訓練）	実績値	0	4	0	0	1
	計画値	0	0	0	0	0
	実施率	0.0%	400.0%	0.0%	0.0%	100.0%
自立訓練（生活訓練）	実績値	68	33	52	7	5
	計画値	46	44	43	3	3
	実施率	147.8%	75.0%	120.9%	233.3%	166.7%
就労移行支援	実績値	174	246	178	28	29
	計画値	307	326	336	14	15
	実施率	56.7%	75.5%	53.0%	200.0%	193.3%
就労継続支援（A型）	実績値	349	443	394	23	22
	計画値	516	536	558	24	25
	実施率	67.6%	82.6%	70.6%	95.8%	88.0%
就労継続支援（B型）	実績値	2,098	2,247	2,188	137	153
	計画値	2,243	2,288	2,334	115	118
	実施率	93.5%	98.2%	93.7%	119.1%	129.7%
就労定着支援	実績値				5	7
	計画値				5	6
	実施率				100.0%	116.7%
療養介護	実績値				8	8
	計画値				6	6
	実施率				133.3%	133.3%
短期入所	実績値	245	245	239	83	90
	計画値	221	232	243	78	82
	実施率	110.9%	105.6%	98.4%	106.4%	109.8%

※令和2年度（2020）は9月末時点の実績値より見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 生活介護：令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて、利用人数は増加し、利用日数もそれに合わせて増加しています。
- 自立訓練：機能訓練は、令和元年度（2019）に1人、4日間の利用がありました。生活訓練は、利用人数、利用日数ともに増減しています。
- 就労移行支援：利用人数、利用日数ともに平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけては増加しましたが、令和2年度（2020）には減少しています。
- 就労継続支援：A型の利用人数は、ほぼ横ばいです。利用日数は、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて増加しましたが、令和2年度（2020）には減少しています。
B型については、利用人数は年々増加していますが、利用日数は令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて減少しています。
- 就労定着支援：利用人数は、有期認定のサービスという性質もあることから純増はせず、令和2年度（2020）にかけて減少しています。
- 療養介護：利用人数は横ばいとなっています。いずれの年度も、計画値を上回っています。
- 短期入所：利用人数は、令和元年度（2019）は増加していますが、令和2年度（2020）は減少しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて利用が増加しているものの、令和2年度（2020）には減少しているサービスについては、新型コロナウイルス感染拡大への懸念から利用を控えた可能性が考えられ、今後のニーズについては注意深く検討する必要があります。

（3）居住系サービス

月平均利用人数

年度	利用人数（人／月）			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	57	59	59
	計画値	54	54	55
	実施率	105.6%	109.3%	107.3%
施設入所支援	実績値	35	35	36
	計画値	34	34	33
	実施率	102.9%	102.9%	109.1%
自立生活援助	実績値	0	1	1
	計画値	0	0	1
	実施率	0.0%	100.0%	100.0%

※令和2年度（2020）は9月末時点の実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 共同生活援助（グループホーム）：いずれの年度も、計画値を上回る利用があります。
- 施設入所支援：横ばいとなっています。いずれの年度も、計画値を上回る利用があります。
- 自立生活援助：令和元年度（2019）、令和2年度（2020）は、1人が利用しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

共同生活援助は、家族の高齢化に伴い今後もニーズの高まりが予想されるため、必要量の確保が求められます。

施設入所支援については、地域生活への移行を促進することで入所者を減らす計画となっていましたが、計画通りには減少していません。地域での生活を支えていく取組と連携して進めながら、地域生活への移行を促進することが求められます。

（4）相談支援

年間あたり利用人数

年度	利用人数（人／年）			
	H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	
計画相談支援	実績値	333	346	329
	計画値	305	320	336
	実施率	109.2%	108.1%	97.9%
地域移行支援	実績値	1	2	0
	計画値	1	0	1
	実施率	100.0%	200.0%	0.0%
地域定着支援	実績値	1	2	2
	計画値	2	2	2
	実施率	50.0%	100.0%	100.0%

※令和2年度（2020）は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 計画相談支援：令和元年度（2019）は増加しましたが、令和2年度（2020）は減少しています。
- 地域移行支援：令和元年度（2019）は2人が利用しましたが、令和2年度（2020）は0人となっています。
- 地域定着支援：平成30年度（2018）は計画値を下回る1人の利用でしたが、令和元年度（2019）、令和2年度（2020）は計画値通りの2人が利用しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

計画相談支援は、平成30年度（2018）、令和元年度（2019）は計画値を上回っていますが、令和年2度（2020）は計画値を下回っています。今後の利用については必要な相談に対応できる体制の確保が必要です。

地域移行支援、地域定着支援については、着実に成果を上げられるように進めていくことが必要です。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

年度		H30(2018)		R 1 (2019)		R 2 (2020)	
理解促進研修・啓発事業	有無	実績	有	有	有	有	
		計画	有				

◇第5期計画での提供状況◇

- 理解促進研修・啓発事業：障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、障がいのある人への理解を促す講演会を開催しました。人権文化講座で障がいのある人の人権について考える内容の寸劇を行ったり、人権教育・啓発推進本部作業部会を対象とするワークショップを開催し、障がいのある人についての理解促進を図りました。

◇サービスの評価と今後の課題◇

今後も、障がいのある人や合理的配慮等について理解を促進する取組の継続が必要です。

②自発的活動支援事業

年度		H30(2018)		R 1 (2019)		R 2 (2020)	
自発的活動支援事業	有無	実績	有	有	有	有	
		計画	有				

◇第5期計画での提供状況◇

- 自発的活動支援事業：地域ごとの避難所運営マニュアルの作成を支援しました。

◇サービスの評価と今後の課題◇

障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族の自発的な取組をさらに推進する必要があります。

③相談支援事業

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
障害者相談支援事業 (箇所数)	実績値	3	3	4
	計画値	3	3	4
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	有無	実績 有	有	有
		計画 有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	実績 無	無	有
		計画 有	有	有

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 障害者相談支援事業：令和2年度（2020）より、市内4箇所の事業所で相談支援事業を実施しています。
- 基幹相談支援センター：地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業所への助言や地域移行・地域定着促進などに取り組んでいます。
- 住宅入居等支援事業：より良い住宅環境への支援に取り組んでいます。

◇サービスの評価と今後の課題◇

今後も相談支援事業の相談件数の増加が見込まれるため、障がいのある人や家族等からの相談に応じられる体制の確保が必要です。

本市では平成29年（2017）に基幹相談支援センターを設置し、各相談支援事業所等と連携しながら様々な取組を進めていますが、障がいのある人の地域生活を支えるためにも、さらなる連携強化が求められます。

住宅入居等支援事業については、今後も引き続き支援に取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

年間あたり利用件数

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
成年後見制度利用支援事業	実績値	6	3	2
	計画値	1	1	1
	実施率	600.0%	300.0%	200.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 成年後見制度利用支援事業：平成30年度（2018）は6件、令和元年度（2019）は3件、令和2年度は2件の利用がありました。

◇サービスの評価と今後の課題◇

保護者の高齢化等により、今後もニーズの増加が見込まれるため、受け入れ体制を確保することが必要です。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

年度		H30(2018)		R 1 (2019)		R 2 (2020)	
成年後見制度	実施の有無	実績	計画	無	無	無	無
法人後見支援事業	有無			無	無	無	有

◇第5期計画での提供状況◇

●成年後見制度法人後見支援事業：法人後見支援事業についての勉強会を実施し、事業実施に向けた課題を整理していますが、実施には至っていません。

◇サービスの評価と今後の課題◇

成年後見制度法人後見支援事業の利用促進に向けた体制づくりが必要です。

⑥意思疎通支援事業

年間あたり設置人数・利用人数

年度		H30(2018)		R 1 (2019)		R 2 (2020)	
手話通訳者設置事業 (人数)	実績値		2		2		2
	計画値		2		2		2
	実施率		100.0%		100.0%		100.0%
手話通訳者派遣事業 (利用人数)	実績値		28		24		21
	計画値		30		30		30
	実施率		93.3%		80.0%		70.0%
要約筆記者派遣事業 (利用実人数)	実績値		1		4		1
	計画値		4		5		6
	実施率		25.0%		80.0%		16.7%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

●意思疎通支援事業：手話通訳は、利用人数が減少しています。令和2年度(2020)に新型コロナウイルス感染拡大の影響で会議や催しの開催が減ったり、外出を控える人が増えたことなどから、手話通訳、要約筆記ともに利用人数は減少しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

障がいのある人の社会参加を促進し、必要な情報が得られるようにするためにも、事業の一層の推進が求められます。

⑦日常生活用具給付等事業

年間あたり利用件数

年度		H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
介護・訓練支援用具 (利用件数)	実績値	2	3	6
	計画値	5	5	5
	実施率	40.0%	60.0%	120.0%
自立生活支援用具 (利用件数)	実績値	11	12	2
	計画値	9	10	11
	実施率	122.2%	120.0%	18.2%
在宅療養等支援用具 (利用件数)	実績値	11	8	14
	計画値	15	16	17
	実施率	73.3%	50.0%	82.4%
情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	実績値	19	16	14
	計画値	19	19	19
	実施率	100.0%	84.2%	73.7%
排泄管理支援用具 (利用件数)	実績値	1,121	1,212	1,332
	計画値	826	906	986
	実施率	135.7%	133.8%	135.1%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (利用件数)	実績値	3	2	2
	計画値	2	2	2
	実施率	150.0%	100.0%	100.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 介護訓練支援用具：利用件数は年々増加しており、令和2年度（2020）は6件の利用がありました。
- 自立生活支援用具：平成30年度（2018）は11件、令和元年度（2019）は12件の利用がありましたが、令和2年度（2020）は2件でした。
- 在宅療養等支援用具：令和元年度（2019）は利用件数が減少しましたが、令和2年度（2020）は増加しています。
- 情報・意思疎通支援用具：利用件数は、年々減少しています。
- 排泄管理支援用具：利用件数は年々増加しており、令和2年度（2020）は1,332件となっています。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：利用件数は、ほぼ横ばいとなっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

日常生活用具は、障がいのある人の在宅生活を支えるため、幅広い品目を対象としています。排泄管理支援用具の利用件数が年々増加しており、高齢化が進むなかで、医学が進歩し、内部障がいをもちながら在宅で生活する人が増えていることが伺えます。すべての福祉用具について、必要とする人に提供できる体制の確保が必要です。

⑧手話奉仕員養成事業

年間あたり受講人数・回数

年度		H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
受講者数(人)	実績値	40	45	14
	計画値	28	29	30
	実施率	142.9%	155.2%	46.7%
講座回数(回数)	実績値	35	35	28

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

●手話奉仕員養成事業：平成30年度(2018)は35回で40人、令和元年度(2019)は35回で45人が受講しています。令和2年度(2020)は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講座の編成を見直したため、回数は減少していますが、内容は前年同様となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

今後は、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、講座の開催方法などについて検討を進めながら、聴覚に障がいのある人の社会参加を促進するため、定期的な講座の開催と受講者の確保が必要です。

⑨移動支援事業

年間あたり利用人数、利用時間

年度		H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
利用者数(実人数)(人)	実績値	144	144	88
	計画値	150	145	140
	実施率	96.0%	99.3%	62.9%
利用時間(時間)	実績値	14,586	13,561	11,844
	計画値	15,634	14,355	13,160
	実施率	93.3%	94.5%	90.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 移動支援事業：平成30年度（2018）と令和元年度（2019）は、利用者数、利用時間ともに90%以上の実施率となっています。令和2年度（2020）は利用者数、利用時間数ともに減少しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

令和2年度（2020）は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言により、外出を控えた影響で利用が減少していると思われます。障がいのある人の社会参加を促進するためにも、必要な場合に利用できる体制の確保が必要です。

⑩地域活動支援センター事業

年間あたり利用人数、利用時間

年度	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
実施箇所数(箇所)	実績値	1	1
	計画値	0	1
	実施率	0.0%	100.0%
利用者数(実人数)(人)	実績値	2	1
	計画値	8	10
	実施率	25.0%	10.0%
利用時間(時間)	実績値	5	15
	計画値	26	600
	実施率	19.2%	2.5%

※令和2年度（2020）は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 平成30年度（2018）に2人、令和元年度（2019）に1人の利用がありました。

◇サービスの評価と今後の課題◇

圏域で利用できる地域活動支援センターがあり、今後も必要とする人が利用できる体制の確保が必要です。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

年間あたり利用人数、利用時間

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
実施箇所数(箇所)	実績値	16	19	20
	計画値	14	15	15
	実施率	114.3%	126.7%	133.3%
利用者数(実人数)(人)	実績値	90	97	81
	計画値	81	78	75
	実施率	111.1%	124.4%	108.0%
利用時間	実績値	8,387	9,657	7,932
	計画値	8,667	8,112	7,575
	実施率	96.8%	119.0%	104.7%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

●実施箇所数：実施箇所数は、令和2年度(2020)で20箇所となっており、計画値を上回っています。平成30年度(2018)は利用者数、利用時間ともに90%以上の実施率となっています。令和元年度(2019)、令和2年度(2020)は利用人数、利用時間ともに計画値を上回っています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

令和2年度(2020)は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等により、利用が減少していると思われます。今後も一定のニーズが見込まれるため、引き続きサービスの充実に努める必要があります。

②訪問入浴サービス事業

年間あたり利用人数、利用回数

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
実施箇所数(箇所)	実績値	2	3	2
	計画値	2	2	2
	実施率	100.0%	150.0%	100.0%
利用者数(実人数)(人)	実績値	3	3	2
	計画値	5	5	5
	実施率	60.0%	60.0%	40.0%
利用回数(回)	実績値	133	71	84
	計画値	168	178	188
	実施率	79.2%	39.9%	44.7%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

●訪問入浴サービス事業：令和元年度（2019）は3箇所で実施していましたが、令和2年度（2020）は2箇所となっています。利用人数、利用回数ともに計画値を下回っています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

利用人数は令和2年度（2020）で2人と少ないですが、在宅での生活には必要なサービスであり、今後も提供体制の確保が必要です。

③その他の任意事業

1) 要約筆記奉仕員養成事業

年間あたり受講人数、講座回数

年度		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
受講者数(人)	実績値	3	5	0
	計画値	3	4	5
	実施率	100.0%	125.0%	0.0%
講座回数(回数)	実績値	6	6	0
	計画値	6	6	6
	実施率	100.0%	100.0%	0.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

2) 点訳・朗読奉仕員養成事業

年間あたり受講人数、講座回数

年度		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
点訳奉仕員養成事業 受講者数(人)	実績値	6	4	0
	計画値	6	7	8
	実施率	100.0%	57.1%	0.0%
点訳奉仕員養成事業 講座回数(回数)	実績値	8	8	0
	計画値	10	10	10
	実施率	80.0%	80.0%	0.0%
朗読奉仕員養成事業 受講者数(人)	実績値	9	6	12
	計画値	7	8	8
	実施率	128.6%	75.0%	150.0%
朗読奉仕員養成事業 講座回数(回数)	実績値	12	12	12
	計画値	12	12	12
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

3) 精神障害者社会復帰集団指導事業

年間あたり利用実人数、延べ利用者数

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
利用者数(実人数)(人)	実績値	3	2	0
	計画値	3	3	0
	実施率	100.0%	66.7%	0.0%
延べ利用者数(人)	実績値	37	14	0
	計画値	50	25	0
	実施率	74.0%	56.0%	0.0%

4) 視覚障害者生活訓練事業

年間あたり利用人数

年度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)
利用者数(実人数)(人)	実績値	10	14	10
	計画値	5	5	5
	実施率	200.0%	280.0%	200.0%

※令和2年度(2020)は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 要約筆記奉仕員養成事業：令和2年度(2020)は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていませんが、平成30年度(2018)、令和元年度(2019)は計画通りに実施しています。
- 点訳・朗読奉仕員養成事業：点訳奉仕員養成事業は、平成30年度(2018)と令和元年度(2019)は8回実施し、それぞれ6人、4人が受講しています。令和2年度(2020)は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていません。朗読奉仕員養成事業は、平成30年度(2018)と令和元年度(2019)に12回実施し、それぞれ9人、6人が受講しています。
- 精神障害者社会復帰集団指導事業：平成30年度(2018)は3人が37回、令和元年度(2019)は2人が14回参加しています。令和元年(2019)9月末で事業は終了しました。

◇サービスの評価と今後の課題◇

視覚や聴覚に障がいのある人に必要な情報を伝え、社会参加を促進するためにも、要約筆記や点訳・朗読奉仕員の確保が求められます。障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、要員の確保は不可欠です。

第2章 本計画策定に向けて踏まえるべきポイント

1 基本指針の見直しのポイント

本計画において、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤を整備する上で、以下の通り、国の基本指針の見直しを踏まえて作成します。

（1）地域における生活の維持及び継続の推進

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする必要があります。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある人の退院後1年以内の地域における平均生活日数が成果目標に追加されました。また、ギャンブル依存症等について、理解を深める啓発や関係機関の連携による支援を行う必要があります。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

就労継続支援の取組を評価するため、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の目標値が盛り込まれました。また、「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の推進や、大学生や高齢者に対する就労支援が追加されました。

（4）「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まながら、包括的な支援体制に取り組む必要があります。

（5）発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対して適切に対応するため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保の重要性が盛り込まれました。

（6）障害児通所支援等の地域支援体制の整備

難聴障がい児の支援体制に取り組む方向性が盛り込まれました。また、今後の障がい児入所施設の果たすべき役割や障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が協議を行う体制整備の必要性も追加されました。重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズを把握する必要性についても明記されています。

（7）障がい者による文化芸術活動の推進

障がい者が文化芸術活動を通じて個性と能力を発揮し、社会参加を図ることや、文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進することが盛り込まれました。

（8）障がい福祉サービス等の質の確保

多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実に加え、適正なサービス提供が行われているかを情報収集する取組について盛り込まれました。

（9）障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉事業を実施するための人材確保の必要性が盛り込まれました。

（10）その他

- 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する必要性が盛り込まれました。

- 障害児通所支援体制の教育施策との連携

支援が必要な子どもやその保護者が、切れ目のない支援を受けることができるよう、障がい福祉担当部署と教育委員会が緊密な連携を図ることや、放課後等ディベリービス等の障がい児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要という考えが示されました。

第3章 今期計画の見込量と確保方策

1 令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針

（1）福祉施設から地域生活への移行促進

基本指針 (国の方針)	○令和元年度（2019）末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。 ○施設入所者数を令和元年度（2019）末時点の施設入所者数1.6%以上削減。
----------------	--

京田辺市の方針		国の方針通りに地域移行を進める。	
成果目標			
項目	数値	考え方	
令和元年度（2019）末時点の施設入所者（A）	36人	令和元年度（2019）末時点の入所者数	
【目標】地域生活移行者の増加	3人 6.0%	(A)のうち、令和5年度（2023）までに地域生活に移行する人の目標値	
【目標】施設入所者の削減	1人 1.6%	差引減少見込み数（A）-（B）	
令和5年度（2023）末時点の施設入所者（B）	35人	令和5年度（2023）の利用人員見込み	

（2）地域生活支援拠点等の整備

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。 ○機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。
----------------	--

京田辺市の方針	
	○令和2年（2020）10月より地域生活支援拠点を設置しており、目標は達成できている。 ○年1回以上運用状況を検証、検討し、機能充実に努める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

基本指針 (国の方向)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.27倍以上とする。 ○就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.26倍以上とする。 ○就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.23倍以上とする。
------------------------	---

京田辺市の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○国の方針通り、福祉施設利用者の一般就労への移行、就労継続支援A型及びB型からの一般就労への移行を進める。 	
成果目標		
項目	数 値	考え方
令和元年度（2019）の福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者（A）	8人	令和元年度（2019）の福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者数
【目標】 就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者数（B）の増加	10人	令和5年度（2023）中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数
	1.27倍	(B) / (A)
令和元年度（2019）の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者（C）	3人	令和元年度（2019）の就労移行事業を通じた一般就労への移行者数
【目標】 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数（D）の増加	5人	就労移行支援事業を通じて令和5年度（2023）中に一般就労に移行する人数
	1.30倍	(D) / (C)
令和元年度（2019）の就労継続支援A型から一般就労への移行者（E）	0人	令和元年度（2019）の就労継続支援A型から一般就労への移行者数
【目標】 就労継続支援A型から一般就労への移行者（F）の増加	2人	就労継続支援A型を通じて令和5年度（2023）中に一般就労に移行する人数
	1.26倍	(F) / (E)
令和元年度（2019）の就労継続支援B型から一般就労への移行者（G）	5人	令和元年度（2019）の就労継続支援B型から一般就労への移行者数
【目標】 就労継続支援B型から一般就労への移行者（H）の増加	7人	就労継続支援B型から令和5年度（2023）中に一般就労に移行する人数
	1.23倍	(H) / (G)

（4）就労定着支援事業の利用促進

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するうちの7割が就労定着支援事業を利用する。 ○就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
京田辺市の方針	○国の方針通り、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するうちの7割が就労定着支援事業を利用するように進める。 ○国の方針通り、就労定着支援事業所の定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

（5）相談支援体制の充実・強化等

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
京田辺市の方針	○基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の充実・強化に努める。

（6）障がい福祉サービスの質の向上

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制を構築する。
京田辺市の方針	○サービスの質の向上を図るための体制の構築に努める。

2 活動指標の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時や移動中の介護など総合的な介護を行います。
行動援護	行動に著しく困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

◇訪問系サービスの見込量◇

月平均利用人数、月平均利用時間

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
居宅介護	人	142	149	156
	時間	2,876	3,020	3,171
重度訪問介護	人	8	9	10
	時間	2,987	3,137	3,293
行動援護	人	35	36	38
	時間	1,139	1,264	1,403
同行援護	人	24	27	29
	時間	303	319	335
重度障害者等包括支援	人	0	0	1
	時間	0	0	50

◇訪問系サービスの確保策◇

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支えるために大変重要なサービスです。

現時点において地域生活を送られている方だけでなく、施設入所者や長期入院者の地域移行を図る上でも、居宅介護や重度訪問介護のニーズが見込まれます。

必要とする人に、必要なサービスが届けられるよう、各事業所との連携を強化し、より良い支援体制の構築に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排泄、食事の介護を行います。

◇日中活動系サービスの見込量◇

月平均利用人数、月平均利用日数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
生活介護	人	131	132	134
	人日	2,379	2,421	2,426
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1
	人日	5	5	5
自立訓練(生活訓練)	人	6	6	7
	人日	49	49	49
就労移行支援	人	17	18	19
	人日	258	271	385
就労継続支援(A型)	人	22	22	23
	人日	447	452	456
就労継続支援(B型)	人	168	176	185
	人日	2,359	2,477	2,601
就労定着支援	人	3	4	5
療養介護	人	8	9	9
短期入所	人	82	86	90
	人日	257	270	284

◇日中活動系サービスの確保策◇

日中活動系サービスは、障がいのある人の生活の場として重要な場所です。特別支援学校の卒業生の受け皿として、生活介護及び就労継続支援（B型）の利用の増加が見込まれるため、府や近隣市町と連携し、ニーズに応えられるよう、確保を図ります。

短期入所については、本市の地域生活支援拠点等の整備に伴い、地域生活の支援を図るなかでニーズの増加が見込まれるため、受け入れ体制の充実を事業所に働きかけます。緊急時の受け入れ体制を整えるため、専用の空床の確保に努めます。

（3）居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対する訪問や相談を通じ、必要な情報の提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排泄、食事の介護を行います。

◇居住系サービスの見込量◇

月平均利用人数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
自立生活援助	人	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	人	60	63	64
施設入所支援	人	36	35	35

◇居住系サービスの確保策◇

自立生活援助については、令和2年（2020）10月に地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、支援に取り組みます。

共同生活援助（グループホーム）は、住み慣れた地域で生活する上で、また保護者の高齢化や親なき後を見据え、ますますニーズが高まることが予想されます。定員の増加や増設等、事業所に働きかけるなど、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については、社会的入院等により施設での生活を余儀なくされている人を地域生活に移行するよう、推進します。一方で、あらたに地域で自立して生活することが困難になる人も見込まれるため、必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着を図り、地域で生活している障がいのある人が、そのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

◇相談支援の見込量◇

年間あたり利用人数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画相談支援	人	331	332	334
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	2

◇相談支援の確保策◇

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画書を作成します。地域生活支援拠点等の整備にあわせ、身近な地域で関係機関と連携を図り、必要なサービスの提供に取り組みます。

地域移行支援、地域定着支援についても、令和2年（2020）の地域生活支援拠点等の整備に伴い、障がいのある人の地域生活を支援できるよう、サービスの充実に努めます。

3

その他の活動指標の見込みと確保の方策

(1) 発達障がい者等に対する支援

年間あたり人数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
発達障がいに対する理解を深める講座の参加人数	人	30	30

◇発達障がい者等に対する支援の確保策◇

障害者相談支援事業所等と連携し、発達障がいについて理解を深める講座の開催に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

年間あたり人数・回数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
精神障害者の地域移行支援利用者数	人	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	人	2	2
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	10	11
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	8	8
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1

◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の確保策◇

地域自立支援協議会地域生活支援部会や障害福祉サービス事業所部会、相談支援専門員ネットワーク等と連携を図り、精神に障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

年間あたり件数・回数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	90	110	130
地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数	件	3	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	80	110	120

◇相談支援体制の充実・強化等の確保策◇

基幹相談支援センターとの連携により、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(4) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

年間あたり人数・回数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	回	2	2	2

◇障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築の確保策◇

都道府県が実施する各種研修やセミナーに参加し、福祉サービス等に関する知識や理解を深めます。

また、事業所や関係機関との連携や情報共有を図る中で、必要とされるサービスの質の向上に繋げられるよう、支援体制の構築に努めます。

4

地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

◇理解促進研修・啓発事業の見込み◇

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有

◇理解促進研修・啓発事業の確保策◇

市民対象の講演会や地域自立支援協議会等において、障害者差別解消法の趣旨や内容等の周知・啓発を図るとともに、障がいのある人に対する理解を進める研修や啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。

◇自発的活動支援事業の見込み◇

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
自発的活動支援事業	有無	有	有

◇自発的活動支援事業の確保策◇

各地域における防災マニュアルの作成を通じ、障がいのある人の災害対策について支援します。また、障がいのある人が地域において自立した生活を送れるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などの自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

◇相談支援事業の見込◇

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
障害者相談支援事業	箇所	4	4
基幹相談支援センター	有無	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有

◇相談支援事業の確保策◇

基幹相談支援センターを中心に相談支援ネットワークの構築を図ります。地域生活支援拠点事業の実施に伴い、障がいのある人の地域生活を支援する相談支援事業を充実します。児童を対象とする相談支援機関が市内に設置され、福祉サービスの利用につなげるとともに、困難ケースへの対応に取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、所得に応じ、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

◇成年後見制度利用支援事業の見込量◇

年間あたり利用件数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
成年後見制度利用支援事業	件	1	1

◇成年後見制度利用支援事業の確保策◇

成年後見制度の理解と周知に努め、制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を必要とする障がいのある人に対し、支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◇成年後見制度法人後見支援事業の見込◇

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無 有

◇成年後見制度法人後見支援事業の確保策◇

近隣市町や社会福祉協議会等と情報交換を進め、法人後見についての課題の整理や研究に努めます。

⑥意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所に設置します。

◇意思疎通支援事業の見込量◇

年間あたり設置人数・派遣回数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
手話通訳者設置人数	人	2	2
手話通訳実利用人数	人	24	24
手話通訳延べ派遣回数	回	450	450
要約筆記延べ派遣回数	回	30	30

◇意思疎通支援事業の確保策◇

障がいのある人が必要な情報を取得したり、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳及び要約筆記を提供できる体制を確保します。手話通訳者や要約筆記者の養成講座への参加を呼びかけ、人材の確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

◇日常生活用具給付等事業の見込量◇

年間あたり利用件数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護・訓練支援用具	件	3	3
自立生活支援用具	件	12	12
在宅療養等支援用具	件	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	18	19
排泄管理支援用具	件	1,200	1,200
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2

◇日常生活用具給付等事業の確保策◇

障がいのある人が在宅で生活する上で必要な日常生活用具を給付します。

⑧手話奉仕員養成事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成事業	聴覚に障がいのある人の理解と認識を深め、聴覚に障がいのある人の理解者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術の習得をめざす人）の養成研修を行います。

◇手話奉仕員養成事業の見込量◇

年間あたり受講人数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
手話奉仕員養成研修事業	人	30	30

◇手話奉仕員養成研修事業の確保策◇

聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員の養成を図ります。

⑨移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

◇移動支援事業の見込量◇

年間あたり利用人数、利用時間

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
移動支援事業	人	147	147	147
	時間	14,219	14,219	14,219

◇移動支援事業の確保策◇

障がいのある人の社会参加を促進するため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

◇地域活動支援センターの見込量◇

年間あたり利用人数、利用時間

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	人	1	1	1
	時間	48	48	48

◇地域活動支援センターの確保策◇

市外の事業所に委託しており、提供体制は確保できています。利用を希望していても、就労継続支援B型を利用している人も多いため、実際の利用にはつながらないことが多くなっています。ニーズの動向を注視し、今後の提供体制について検討を進めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保し、介護者の負担軽減を図ります。

◇日中一時支援事業の見込量◇

年間あたり利用人数、利用時間

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
実施見込み箇所数	箇所	20	20
利用者数(実人数)	人	90	90
利用時間	時間	8,649	8,649

◇日中一時支援事業の確保策◇

障がいのある人を日常的に介護している家族の休息のため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	居宅まで訪問して入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

◇訪問入浴サービス事業の見込量◇

年間あたり利用人数、利用回数

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
実施見込み箇所数	箇所	2	2
利用者数(実人数)	人	2	2
利用回数	回	84	84

◇訪問入浴サービス事業の確保策◇

在宅で生活する障がいのある人に対し、サービスについての情報提供を行うとともに、ニーズに応えられるよう、提供体制の確保を図ります。

③その他の任意事業

1) 要約筆記奉仕員養成事業

音声による情報入手が困難な聴覚に障がいのある人に話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記奉仕員を養成します。

◇要約筆記奉仕員養成事業見込み量◇

年間あたり受講人数、講座回数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
受講者数	人	5	5	5
講座回数	回	6	6	6

2) 点訳・朗読奉仕員養成事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある人の目となって活字を音声に変える音声訳に携わる奉仕員を養成します。

◇点訳・朗読奉仕員養成事業見込み量◇

年間あたり受講人数、講座回数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
点訳奉仕員受講者数	人	5	5	5
点訳奉仕員講座回数	回	8	8	8
朗読奉仕員受講者数	人	10	10	10
朗読奉仕員講座回数	回	12	12	12

3) 視覚障害者生活訓練事業

地域における在宅の視覚に障がいのある人に対し、必要な機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施し、視覚に障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

◇視覚障害者生活訓練事業見込み量◇

年間あたり利用人数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
利用者数(実人数)	人	10	10	10

◇その他の任意事業の確保策◇

要約筆記、点訳奉仕員養成事業は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度(2020)は実施できていませんが、今後の人材の確保に向けて、感染防止対策を講じながら講座の開催に努めます。

4. 第2期京田辺市障害児福祉計画

第1章 第1期計画の実績

年度	利用量（人日）			利用人数（人／月）		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
児童発達支援	実績値	437	532	528	90	120
	計画値	387	416	446	92	102
	実施率	112.9%	127.9%	118.4%	97.8%	117.6%
医療型児童発達支援	実績値	112	23	2	12	4
	計画値	49	38	30	16	23
	実施率	228.6%	60.5%	6.7%	75.0%	17.4%
放課後等デイサービス	実績値	1,066	1,475	1,509	204	255
	計画値	1,280	1,712	2,290	226	304
	実施率	83.3%	86.2%	65.9%	90.3%	83.9%
保育所等訪問支援	実績値	4	7	13	4	7
	計画値	2	3	5	2	3
	実施率	200.0%	233.3%	260.0%	200.0%	233.3%
居宅訪問型児童発達支援	実績値	0	5	3	0	1
	計画値	1	1	1	1	1
	実施率	0.0%	500.0%	300.0%	0.0%	100.0%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター研修修了者数（人／年）	実績値				0	0
	計画値				1	1
	実施率				0.0%	0.0%
障害児相談支援（人／年）	実績値				415	545
	計画値				408	528
	実施率				101.7%	103.2%

※令和2年度は9月末時点実績からの見込値

◇第5期計画での提供状況◇

- 児童発達支援：利用日数は、いずれの年度も計画値を実績値が上回っています。利用人数は、令和元年度（2019）、令和2年度（2020）は実績値が計画値を上回っています。
- 医療型児童発達支援：利用日数、利用人数ともに減少しています。
- 放課後等デイサービス：利用日数、利用人数ともに実績値が計画値を下回っています。
- 保育所等訪問支援：利用日数、利用人数ともに実績値が計画値を上回っています。
- 居宅訪問型児童発達支援：令和元年度（2019）は月平均で1人が5日間、令和2年度（2020）は1人が3日間、利用しています。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター研修修了者数：令和2年度（2020）に府が実施した研修に相談支援事業所の相談員10人が受講・修了しました。
- 障害児相談支援：平成30年度（2018）、令和元年度（2019）は実績値が計画値を上回っていますが、令和2年度（2020）の実績値は計画値を下回っています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて、利用が微増または減少しているサービスについては、新型コロナウイルス感染拡大への懸念から利用を控えた可能性が考えられます。

児童発達支援については、今後も利用の増加が見込まれるため、提供体制の確保が求められます。

医療型児童発達支援については、障がいのある児童の状況により利用の増減はありますが、ニーズに応じた提供体制の確保が求められます。

放課後等デイサービスは、利用の増加を見込んでいましたが、予想ほどには増加していません。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、一定のニーズがあるため、今後も提供体制の確保が必要です。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、引き続き、確保に向けた取組が求められます。

第2章 今期計画の見込量と確保の方策

1 令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針

（1）障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ○各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度（2023）末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
----------------	---

京田辺市の方針	○市内において児童発達支援センターが開設され、保育所等訪問支援を実施し、目標は達成できている。今後も利用状況やニーズを把握し、必要な支援に取り組む。
---------	--

（2）重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

基本指針 (国の方針)	○令和5年度（2023）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ○令和5年度（2023）末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
----------------	---

京田辺市の方針	○圏域の自治体及び事業所等と連携し、重症心身障がい児の実態とニーズ把握に努めるとともに、支援する体制づくりについて検討を行う。 ○保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努める。 ○府が実施する医療的ケア児のコーディネーター養成研修の受講を推進し、コーディネーターの確保に努める。
---------	---

2

障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策

◆障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある未就学児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学中の児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（利用予定を含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人工呼吸器や気管切開など医療的ケアを利用している児童を支援するため、医療と福祉、教育等の関連分野を調整するコーディネーターを配置します。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

◇障がい児支援の見込量◇

月平均利用人数、月平均利用日数

年度		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
児童発達支援	人	130	145	162
	人日	551	595	643
医療型児童発達支援	人	5	5	5
	人日	45	45	45
放課後等デイサービス	人	277	318	366
	人日	1,574	1,825	2,117
保育所等訪問支援	人	7	9	12
	人日	14	18	24
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	5	5	5

年度		年間あたり人数		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター研修修了者数（人／年）	人	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
障害児相談支援（人／年）	人	556	561	566

◇障がい児支援の確保策◇

特別支援学級在籍児童が増加傾向にあり、障がいのある児童のニーズの把握に努めるとともに、必要な支援を提供できる体制の確保に努めます。

重症心身障がい児や医療的ケア児など、様々な障がいのある児童に対するサービスの提供体制の確保が求められており、提供できる体制づくりに取り組みます。

児童発達支援や放課後等デイサービスは利用ニーズが増加しており、希望するサービスが利用できるよう、適切なサービス量の確保に努めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、児童に関わる職員や相談員等に対して養成講座の受講を推進し、必要な人員の確保に努めます。

資料編

平成 26 年 3 月 28 日

規則第 13 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日規則第 16 号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、京田辺市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

京田辺市障害者基本計画等策定委員会名簿

任期:令和2年7月1日～令和5年6月30日

所属団体・役職	委員名	区分
市民公募委員	石田 春 喜	一般公募
同志社大学准教授	廣野 俊輔	学識経験者
市議会議員	次田 典子	市議会
京田辺市社会福祉協議会 会長	北尾 高亨	関係団体
京田辺市民生児童委員協議会 会長	青木 二三代	関係団体
京田辺市障害者生活支援センター ふらっと センター長	萩尾 育	関係団体
京田辺市ボランティア連絡協議会 会長	中瀬 晃子	関係団体
京田辺市身体障害者協会 会長	香村 和雄	関係団体
自立支援協議会就労支援部会長 (株)EL-LISTON	林 鳩	関係団体
自立支援協議会地域生活支援部会長 NPO法人ソーシャルアクション・パートナーシップ	栗山 由生	関係団体
自立支援協議会子ども部会長 (有)ライフ・アシスト	伊藤 佑将	関係団体
自立支援協議会障害福祉サービス事業所部会長 (有)ライフ・アシスト	井山 信久	関係団体
京田辺公共職業安定所 所長	杉本 一弥	関係団体
京田辺市商工会 会長	鈴木 俊寛	関係団体
京都府立南山城支援学校 校長	下野 恵子	関係団体
京田辺市障害児(者)父母の会	吉崎 真由美	関係団体
京田辺市医師会 会長	村上 匡孝	関係団体

※敬称略 順不同

第4期京田辺市障害者基本計画

第6期京田辺市障害福祉計画

第2期京田辺市障害児福祉計画

発行年月：令和3年（2021）3月

発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

住 所：〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地

TEL : 0774-64-1372 FAX : 0774-63-5777

E-mail : shogai@city.kyotanabe.lg.jp